

平成23年度第3回 南丹市行政評価推進委員会

議 事 録

日 時：平成23年9月27日（火） 午後2時～午後6時30分

場 所：南丹市役所2号庁舎3階 301会議室

出席者：南丹市行政評価推進委員

窪田好男委員長、四方宏治委員、宮本三恵子委員

事業担当者

山内市民福祉部長、栃下福祉事務所長、井上土木建築部長、弓削高齢福祉課長、
國府社会福祉課長、松村保健医療課長

神田農林商工部長、岸本商工観光課長、寺田八木支所産業建設課長、湯浅日吉支所地域総
務課長、塩内日吉支所産業建設課長、村田美山支所地域総務課長、

事 務 局

伊藤企画政策部長、梶本企画調整課長、船越財務課長、中川係長、山内主任

傍 聴 者

0名（定員4名）

1. 事務連絡（事務局より）

失礼いたします。お仕事でお疲れのところお集まりいただきましてありがとうございます。

定刻になりましたので、只今から第3回南丹市行政評価推進委員会をはじめさせていただきますと思います。前回に引き続きまして、本日は「第1章第4節 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する」という施策を取り上げます。

それでは進行につきましては、委員長の方をお願いしておりますのでよろしくお願いします。

2. はじめに（委員長より）

それでは、第3回の南丹市行政評価推進委員会を始めたいと思います。

各委員におかれましては、ご多忙の中お集まりいただきましてありがとうございます。

そして、また担当部局の皆さんにおかれましては、前回に引き続きましてよろしくお願いします。

前回から、一番大きな施策である医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する評価を行っております。

外部評価の視点、行政評価の視点と財政削減の視点ということでやっておるところでございます。

今日は個別の事業についての評価に入って行って、これを3時30分まで続けていきたいと思しますので、委員の皆様も活発なご発言をよろしくお願いします。

先週からまだ一週間も経ってないので、記憶もまだまだ生きていますので、がんばってやっていきたいと思っております。

昨日は、長岡京市の方でやりました市役所事業の市民評価会という名前で、事業仕分けのような事を行ったわけですが、事後研修会をやりまして、各課の課長さんが予算編成の担当者の方に来ていただいて、7つの事業を評価して、その評価して出てきた視点を紹介して、全体で630の事業があるのですが、それに広げていくという趣旨で話をさせていただきました。事業仕分け的な評価のやり方については、1/90のしか評価してないわけで、7/630しかやっていないことが問題視される場合が多いです。それに比べて南丹市のようなやり方で、全施策と事業についてちゃんと評価している

という見方もされるわけです。他方でこちらのやり方の場合、一つ一つの事業についてそんなに時間をかけられないという、難しい点もあるところです。

なので、昨日は7つの事業をじっくり評価して、得られた視点を他の630に広げていくという話でありましたが、この事務事業評価型の行政評価の場合は、一つ一つの事業について短い時間で、なるべく密度の濃い議論を展開していきたいと思っております。

前回からの視点で言いますと、ある程度国の法律で義務付けられているようなものについては、あまり言っても仕方がない所もありますので、それぞれの事業は法で決まっているものなのか、そうでないものなのか、法で決まっていなくても上乗せしていることもあるわけですし、上乗せ部分については政策的に判断できるわけですから、そういった区分けをはっきりとさせていくことも大事なな思っております。

各種の施設についても、9月末を目途に、施設を今後どのようにしていくかの素案ができると聞いておりますが、この委員会でも独立して考えて行きたいと思っております次第です。

3. 議 事

(1) 施策評価について

① 施策評価「第1章第4節 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する」

委員長： それでは早速ですが、前回の続きということで、個別の事業について見てまいりたいと思います。

「212 地域活動支援センター機能強化事業」から始めたいと思います。

資料の方はよろしいでしょうか。ではこの事業につきまして、質問なり行政評価または財政削減の視点という所からご指摘があるでしょうか。

それでは、わたしからということで、具体的な所でどういうことをしているのかが少し見えにくかったのと、それとは別の問題として、次の事業ですね、日中一時支援・生活サポート事業と、なんかの意味で少しかぶってるところはないでしょうか。

担当者： まず地域活動支援センター機能強化事業につきましては、障がいのある方が家に閉じこもってではなく、地域の中に拠点を設けてそこへ出て行っていただくことによって、地域生活を送っていただく。

また仲間作り社会参加を促すということで、南丹市では旧町単位で拠点の施設を設けていまして、そこに職員を置いて、障がい者の方がそこへ通っていろんな事業をされて、仲間作りも含めてやられています。

事業的には委託をさせていただいています。3つについては社会福祉協議会の方に、1つは1事業所の方に委託させていただいて、そこで職員の配置をしてお世話いただいています。

後の部分とは直接関係ない部分でして、日中一時というのは学校とか昼間お預かりされて、そこで事業所の方が預られた部分をうちが一部補填で費用を出させていただいております。これは法に定まった形の運用をされております。

基本的に今は、10人から20人ぐらいそれぞれ登録されていまして、毎日来られる方もありますし、週に1回の方もあります。

特に今多い精神障がいの方が結構通っていただいて、そこでうちの相談員と会話したりとか、ふれあいの推進を図っているのが実情です。

委員長： こうしたセンターを独立した建物にする意義はあるのでしょうか。例えば支所の空き部屋があるかは別にして、支所にこの種に施設は集約するとかでは駄目なのでしょうか。

担当者： 南丹市の場合は面積が広いので、障がいのある方が日常生活を送るという視点から言えば、旧町単位で設けるのが望ましいということで、拠点は4箇所設けています。

施設によっては他との併用施設ということになっている所もありますし、独立の民家を借り

て運用されている所もありますただ南丹市で1箇所集約してというのであれば、経済効率の部分はあるんですけど、広域なんでやはり近くの方しかご利用いただけないという事があって、市としては旧町単位の運用ということでさせていただいています。

委員長： たとえば、旧町単位でもこういったセンター的なものがいっぱいあるわけですが、そういうのも全部支所の建物に一つにまとめるとか、さすがに市全体で1箇所というのは現実的ではないと思いますが、といったようなことは難しいのでしょうか。

担当者： 支所の空き部屋が有る所と無い所もありますので、実際には色んな団体が活動されていて、その余裕が無いところもありますので、実際には旧の施設を利用した所もありますので、その辺りを活用しながらですが。

委員長： この事業で、地域活動支援センター自体はそんなに特殊な装備みたいなものは必要が無い、当然スペースはいるでしょうけども。

担当者： そうですね、特殊なということはないので。

委員長： わかりました。私からは以上ですが、お二方はこの事業はよろしいですか。

委員： 今の委員長に関連するのですが、私も212、213、あるいはもう少し上の、委託業務が209から213すべて委託されているようですが、これの場所的な問題、ざっと見て内容は色々あるのでしょうけど、効率よくという視点で素人的に考えるなら、旧町で1箇所と限定しなくてもいいのですが、地理的な条件も含めて色んな機能を集約した、多機能的な部分の施設というか、効率的にやるということは、場所が一緒であればいいんですが、それがちょっと良く分からなくて、例えば212と213は場所はそれぞれあるのですか。

担当者： そうです。213については市内にある事業所さんを主に運用されているところもありますんで、そういった所が市と委託契約を結んでサービスを提供されている形です。

担当者： 212は旧町別に4箇所あるのですが、22年度は3箇所23年度に初めて1箇所増えましたので、それにつakisは共同作業所に併設で、センターを開設しておりまして、その施設はすべて市の施設となっております。1箇所については、町の方に民家を借りて今やっておりますが、あと2箇所については作業所に併設でやっております。

委員： 場所を目的に応じてそれぞれ造ると、固定的な物が増えるようにイメージを持つのですがね。

担当者： 作業所と併設でということで色々検討してきて、なかなか作業所の施設というイメージがありまして、なかなか他の方が来にくいということもありまして、できれば独立した場所でやっていこうという意見も出ています。

委員： 事業運営委託費の中で、後ろの213の事業も一緒なのですが、これ何人雇用されているんですか。

担当者： 212の方は概ね人件費として、2人分ぐらいを見込んでいます。

委員： 1施設2人分ですね。

担当者： はい。後の方は、地域活動支援とか生活サポート事業というのは、障がい者の自立支援法に基づいて、そういったサービスをされる所と委託契約して、事業所の方で人数はまちまちなのですけども。

事業所によってはこのサービスだけでなく他に色々なことをされています

委員： 事業委託料の算定基準というのは。

担当者： 単価がありますので、それに基づいて業者の数と合わせて算定です。

委員長： この213の方の事業なのですが、上乘せしているということなんですね。法の枠組みに従ってですけども。

担当者： 法に従って補助事業として、展開できるということで運用させていただいていますが、基準については近郊の2市1町と調整しながら、一定同等水準で進めています。

南丹市の方も他の町へ行かれますし、亀岡市の方もこちらへ来られます。

委員長： すみません。事実として国の基準以上にされているのかと思ったわけですし、そうではないと。よろしいですか、では

「214 社会参加促進事業」これは多少の国や府の支出金があるようですが、この社会参加促進事業というのはこれ国とかの関係はどうでしょうか。

担当者： これも障がい者自立支援法に基づく事業という位置づけで、一部展開させていただいています。福祉タクシーの利用とか、申請をいただいて必要な方に発行させていただきます。

補助金については一部若干充てている分はさせていただきます。

委員長： 福祉タクシーの利用と、グループワークの事業と、自動車改造と思惑の違うのがごちゃっとくっ付いているように思います。

担当者： 事業としてまとめたので、事業として個々に細かいのを上げるというのもありまして。

委員長： グループワークというのはどんなことを。

担当者： 地域活動支援センター等ほかの場所もありますが、障がいのある方や知的障がいの人とかも含めて、集まっていたり相談員が相談に乗ったりとか、花見に行ったりとか定期的に交流を深めておられるような形です。

委員： つまらない話ですが、福祉タクシーというのは、社会参加促進事業というより、移動支援ではないのですか。移動支援の方もありましたよね211の方に。これはガイドヘルパーだけ。

担当者： そうです。先ほどはガイドヘルパー等を派遣して移動が困難な方、視覚障がい者が中心ですが、ガイドヘルパーが付いていただくという位置づけになっていまして、福祉タクシーはそれ以外でタクシーを利用される方に、例えば年間1万円とか2万円の補助を、100円×100枚とかいうことで出させていただきます。

担当者： 行き先は限定していません。どこへでもタクシーは利用することができます。

委員： いや、何を一緒にしたほうが全体として把握できるのかとただけなのです。あまり細かくなっているので、関連するのが何かが分からなくなってしまっ

委員長： 法が有るとはいえ、自治体としては絶対にやらなければならないというものではないのでしょうか。

担当者： 補助金があるからやっているのではなく、政策的に補助金を貰いながらやっていることで、必要性というのはやはり障がいのある方が家に閉じこもるのではなく、社会参加ができるような助成をしていくのが主になりますのと、そのきっかけを作るという意味合いもあります。

今まででしたら、障がいのある方はずっと家に閉じこもって、他人とのコミュニケーションも取れない、社会参加ができない現実がありました。そういうことを法律も含めて国の制度全体でも推進していこうということで、色んな補助施策がありますのでそれを活用しながら実施しているということです。

委員長： これは何時ぐらいからやっておられるのですか、特に、福祉タクシーや自動車改造といった事に限って言えば。

担当者： 合併前から各旧町単位でやっております。かなり歴史がありますね。10年以上はあります。

委員長： これは京丹波とか亀岡でもあるのですかね。

担当者： はい。近隣でもあります。

委員長： まあ、削りやすいといえば、削りやすいところはあるかと思います。

委員： ちなみにタクシー事業者は市内にいくつありますか。

担当者： 2箇所あります。

委員長： それは専用の車を何台か持っておられるのですね。

担当者： はい。

委員長： では次に

「215 障害者団体活動支援事業」これはもう単費で、主な事業費の内訳というところ、それぞれの会に対して補助金を出していると、正直この2万円とか4万8千円とかこういうのはどういう意味があるのでしょうか。

正直これが無いと運営できない死活的な金額なのか、あるいはまた違う意味でお出しになっているのか。

担当者： 団体の構成人数にもよりますが、例えば一番大きい身体障がい者福祉会でしたら何百人といらっしゃいますのが、その辺と比べたら、難聴者の会自体は人数的には少ないというので、それぞれの活動のボリュームもありますので、活動していただくボリュームによって適切な金額を助成させていただくということです。

担当者： 活動内容もそれぞれ違いますし、おおむね旧町時代に補助を得て運用されていた。

旧町でバラつきがあった一定水準を維持するように、旧町の平均をとりながら、水準をある程度維持することによって、基準というのはありませんが、これまでの活動が保持できるような形で補助しています。

委員長： 活動は多様ではあるのでしょうか、どうしてもこういう補助金が無いと各団体が運営できないということがあれば分かるんですが、なんとなくですが、貰えるのが前提になって当然という感じで貰って活動されているのではないかと思いますし、また他方で政策としては分かるんですが、一般の素人として分かりにくいのは、一方で団体の方にも補助をする、他方でその直接障がいのある方とかその家族の方にも一定給付をする。あっちにもこっちにもやっている辺りが政策として複雑になっているのじゃないかという気がします。

例えば、直接の給付にだけに限って、こういう団体には補助しないということであればすっきりするのですが、そういう訳にはいかないのでしょうか、という質問です。

担当者： 同じ障がいを持たれた方で、グループで活動やそういうことは大切な事ではないかという思いは持っております。活動内容によって金額は違いますが、なかなか個人で活動したいと思ってもしにくいかな、という部分で続けてきているのだと思います。

担当者： 障がいのある方っていうのは通常の地域社会の中でも、ごく限られた人しかコミュニケーションが取れなかったりとか、仲間組織ができないというのもあって、同じ障がいのある者同士が集まったりとか、連携なり連帯感がありますのと、そういった形を通して社会参加をされるということがあります。

例えば先ほどの2万円の難聴会でしたら自身で会費も集められて、全体としては40万円の事業予算があるのですが、その中で市としてもなんとか活動を援助してくという意味合いがあって、一定の金額を助成してきた経過があります。

委員長： その経過はよく分かるのですが、その2万円は本当にいるのか、という話で、財源がいくらでもあるなら別に困らないし、そこまでは言わないわけなんです、そういう意味で申し上げていたんですが。

委員： ここの職員の人件費は0.42人になっているんですが、これ多いような気がしたんですが

委員長： これを払うだけにしてはね、多いといえば多い。

委員： だから、他に何かされてらっしゃるのかと。

委員長： 一人の人間が、一年間に42%の労働をこの事業に使っているという意味ですけどね。

委員： だからその団体さんのネットワークとかが入っているのかな。

担当者： 支払いだけでなく、色んな団体の事務局をサポートや、そういったものも入っています。

担当者： そうですね、ここで身障などの団体の事務局をしていますので、それに関わっている部分も確かにあります。各行事等にも会議等も含めて参加しています

委員長： とういう辺りはやはりそうですね、活動の詳細辺りに今後書いていただいたほうがいいかもしれませんね。まあ文字どおり交付するだけであればそんなにかからないでしょうからね。

実際、財政的に削減していく視点で考えると、直接給付している部分と、団体に補助している部分と両方薄めるか、まあどちらか減らすしかないと思います。あえて選択するとしたらご担当としてはどちらの方が良いと思われますか。

担当者： そのコメントは私の立場では何とも言いかねる所です。ただどちらも必要性があって対応していますので、制度上、他の町と格差ができるのも個人給付の場合おかしいですし、団体についてはその拠点にどうしてもやっていただかんなん事もあります。

障がいのある方には年金を貰っておられる方も確かにあるのですが、社会参加が勤労も含めて厳しい状況の中で活動されてますんで、そこを一定外してしまうと、経済的に苦しい方が大多数活動されているんで、行政側としては一定の援助をしていくのが当然の義務だと思っています。

委員長： 良く理解はできるのですが、直接の担当者の方が考えて、削減なら削減のアイディアを出さないと、逆にいうと行革部門ですとか、場合によっては外部とかもっと事情を分かってない者が案を出すと、余計ひどいことになる可能性があるんで、前提として必要なものでも縮小しないといけない、効果があっても止めていく場合があるという前提でやってる話しですので、今後そういう動きになってるんだというお考えでいた方が良いと思います。

直接の担当者は必要だということで、削るのは行革部門とか財政部門とか外部の委員会ということで言うと、正直中身が必ずしも良く分かっていない人間の変なアイディアが通ってしまう可能性があって、むしろあぶない面もあると思います。

直接この中身の審議には直接関係ないですが、申し上げておきたいと思います。では次の事業に進みましょう。

「216 日常生活用具給付事業」

これは基本的には国の基準に沿ってやっておられるものですね。

担当者： これも決まった形で出していますので

委員長： 特によろしいですか。では次いきましょう。

「217 共同作業所通所訓練費補助事業」

担当者： これ自体は法律が支援法に変わった時に、一定の補填をとということであつたのですが、実際はもう対象の事業所も無いんです。予算計上はしていますが、今年度は執行の見込みがないということで、次年度以降はもう予定していません。

委員長： わかりました。引き続いて

「218 障害者支援施設運営事業」

担当者： 共同作業所です。あじさい園は八木町、ワークセンターびびは日吉と美山にそれぞれありまして、共同作業所ということで障がいのある方が通所して作業にあたっておられます。

これは市が社会福祉協議会の方に委託して、事業を実施していただいています

22年度23年度で若干金額が違いますのは、指定管理ということで、年度で掛かった経費で精査させていただいています

委員長： こういう共同作業所というのは、市の単費で全部やらないと仕方がないという枠組みになっているんですか

担当者： 旧町単位で実施されていた所もあって、合併の時に市が一定指定管理でやっていただくとした調整の経過があります。

委員長： 23年度以降急に予算が増えていますが、どういうことで。

担当者： 予算計上自体はこれぐらいの形でできて、精査して1,600万円が1,200万円ということで見ていただけたらと思います。

委員長： これについては、みなさんいかがでしょうか。

委員： 2施設で何人の人が張り付いているのですか。

委員長： 指定管理に出されているということですが、運営委員会の委員の報酬も払わなければならないのですか。

担当者： 市の施設として運営してもらっていますので、運営の中で説明させていただいて、ご意見を聞きながらやっていく。

委員長： 運営委員会はあじさい園とびびさんとそれぞれですか。

担当者： 両方あります。それぞれで、一応指定管理ですが市が設置している位置づけですので、市が条例制定していますので、運営委員会は開かしていただいています。あじさい園が5名で、びびの方は日吉・美山合わせて、9名。

委員長： その人たちが運営委員会の委員ですか。

担当者： 職員です。運営委員さんは、また利用者関係団体等をお願いしています。

委員長： けちな話だとは思いますが、一人一人の来ている障がい者の方とかには、トラブルとか悩みとか色々起きるんだろうなとは思いますが、それでも込み込みで委託するのが普通じゃないかと思いますが、そうでもないんですか

まとめて委託し、そこで運営している人が来ている人の相談に乗ったり、色々な問題にあたり、そんなに委員会を開いて色々決めていかなん事が別途あるのかな。

担当者： 主には作業所で作業された方のボーナスを幾らにするかとか、そういった形の物が主です。それと活動として、どういった課題があって今後どういう風な改善が必要かを関係者が寄っていただいて、協議しながら市としては進めているところです。

委員： ちなみに、利用者さんにはどれくらいのお金が払われているのですか。

担当者： 1万5千円いかないところが大半で、1万円ぐらいです。

委員： 利用者の人数はどれぐらいですか。

委員： これは、指定管理者を選ぶときに複数の業者を検討されますか。

担当者： 経過がありますので、社会福祉協議会にということになっております。

委員： それと、契約期間は怎么样了。単年度の繰り返しですか。

担当者： ちょっとあれによって違いますが、3年だと思います。

委員： 指定管理者制度が入ってから、内容によってバラバラでしょうけど、一般的な考え方は少しでも行政のコストを下げ、サービスを上げようという趣旨がありますよね。そうしたら単年度で見ていくではなくて、5年間という期間でどのレベルまでコスト的に節約して、サービスはここまで持っていくとか、いわゆる競争的な視点も入って来ているケースがある。

なんともいえませんが、施設管理とか民間業者と競争的にやれるところは間違いなく、今申したような視点が行政側に入っていると見ています。

担当者： 利用者ですが、びびの美山の方が身体障がい者10人、知的障がい者10人、精神障がい者6名の26名で、日吉の方が身体障がい者4名、知的障がい者10名、精神障がい者6名の20名、八木のあじさい園の方は総枠で30名だったと思います。

委員長： 取りあえず一人の財政削減の視点からという事で、運営委員会はいらないのでは、それも込みで委託するべきだと思います。行政として来ていただく方の状態が少しでも良くなるようにしていただくという込みでやはり委託していると思うのですよね。

運営委員会だけ別になっているのはどうもピンと来ない。

担当者： 以前、作業工賃の支払いで問題なりました。

やはり外部からの第三者の目で見えてやるべきで、内部的だけでやると閉塞的だということもありまして、中立的な所で一定委員さんも出ていただいた所もあります

委員長： その部分こそ行政に報告して、それでおかしなことをしていたら行政が行って指導するというので駄目ですか。例えば改善して削るということであれば、そのような事も考えられるのではないかと申し上げたいと思います。

委員： もう一ついいですか。ここが作っているオリジナル商品はあるのですか

担当者： あります。

委員： 何品ぐらい

担当者： あじさい園ではクッキーですね、さおり織りもされてますし、美山でしたら米粉パンを販売されてまして結構収益が上がってます。

委員： 職員が17人ぐらい居るので、障がいによって対応が変わるのかもしれないです。職員の方が工夫してね。

担当者： そうです、一人の人に一人が付きっきりになる障がいの方もあるのです。

委員長： はいでは、

「219 心身障害者扶養共済費助成事業」

こちらに進んでいきたいと思いますが、これは結局、掛け金の一部を市が単費で補助しているということですね。

だから、他にもあるようにあったらありがたいけど、どうしてもないと駄目なのかというもののような気がします。

その必要性について多少追加で伺えればと思います。

担当者： これ自体は京都府下どの自治体でもほとんどされています。京都府の条例に基づくなり、南丹市の交付要綱を設けてやっております。実際には障がいのある方の保護者が一番心配されるのは、その子の保護者がいるときは保護者が見る中で生活できるのですけども、保護者が無くなったときにその子の後をどうするのかを大変心配されています。

なんとか経済的にと制度化されたものなので、一部近隣等調整しながらではありますけど、補助することによって負担の軽減を図りながら、将来の不安を少しでも軽減したいということで制度として継続して運用しています。

委員長： 都道府県がやっているのは、心身障がい者扶養共済制度を作っているということですね。一般的な自治体はその掛け金の一部を補助すると。

これについてはいかがでしょうか。とくによろしいですか。

はい、まあ場合によっては単純なアイディアとしては、その助成の金額を多少減らすということもあるのかもしれませんが、まあ全体として金額も小さいことだし、あまり効果も無い中で悪影響も大きそうな気がします。

「220 作業所等通所支援事業」

公共交通機関等で共同作業所に通所している者に、交通費の一部を補充するということだそうです。

この対象者は何人で、どんな基準で、どれくらい補助しているのですか。

例えば半額とか1/3とか色々あると思いますが。

担当者： 人数は30人ぐらい対象です。基準については一定の基準を設けて、それ以上は自己負担でそれ以下の分を援助させていただくという事で運用しています。

委員長： バスとかで通われる方が多いのですかね。

担当者： うちの場合はJRが多いので、5千円までは実費支給で、5千円を超える分は1/2補助という形になっています。

作業所に通所されている方は、働く場が無いのでここで働いているということもあって、1ヶ月の工賃が1万を切る方もあるという中で、やはり一定そこに行っていただくのも補助がないと、なかなかままならないという現実があります。

委員長： ほかよろしいでございますか。では次にいきましょう。

「221 障害者等手当給付事業」

在宅の重度障がい者に手当を支給するというのですが、これは法律とかの関係はいかが

でしょうか。

担当者： これは、特別扶養児童手当等の支給等に関する法律等に基づいて、実施させていただいております。

委員長： 国や府も支出し、市も支出しないとあかんというわけですね。じゃ、次にいきましょうか。「222 障害者等激励金給付事業」

未成年心身障がい者の健全な成長と福祉の増進を図り、これらの障がい児者の更正に資することを目的とした激励金を給付する。ということで30万円ということですが。

激励金は必要なのでしょうか。人数からすると一人頭どれくらいになるのかわかりませんが、例えば年間に1万円とか2万円とかもらって、もらえへんよりそれはもらえた方がうれしに違いないとは思いますが、是非とも必要な論理は立ちそうですか。

担当者： 家族介護の方と未成年の身体療育で、非課税の方に激励金ということで支給させていただいています家族介護者については、1軒あたり6万円です。未成年の障がいのある方にたいする激励金ということでは、2万円。

これについては、まず家族介護の方というのはその対象の方というのが、本当に寝たきりとか、四六時中365日介護されるのが大変ですので、ただ家で見たいと親や保護者の願いもありますんで、その辺をなんとか激励ということで、少しでも気持ちだけでも援助させていただきたいというのがあります。

未成年につきましても、非課税の方ではありますが、がんばっていただきたいということもありまして、激励金を出しています。

委員長： これは、どっちのパターンも申請を出さないとだめなのですね。

担当者： そうです、審査をさせていただいて決定しています。

委員長： そういう意味ではほしいと思う人だけ、自分で書いて出して審査を受けた結果もらえることになりましたになるわけですので、もらえたという凄く分かるわけですね。

実際、所得が少なかったら6万円とかもらったらそれは大きい、といえは大きいですね。難しいですね。

担当者： 寝たきりの方が結構おられるのですが、その家族の方の話を聞いていましたら、やはりオムツを替える一つにしても、食事一つにしても全部やらんなんとか、本当に大変です。

預かっていただける施設が一杯で、受け入れが無い現状がありますので。

委員長： それは良くわかります。私の母も結構重度の介護になっているので分かるのですが、だからその6万円をあげることが、必要で意味もあるような気もするし、なんか理屈が立たないような気がしますしというので、直ちにまったく理由が立たんということもないように感じます。「223 障害者自立支援利用者負担軽減事業」

福祉サービス等利用者負担限度額が上限額を超えた場合の利用者に対して、超過分に対して補助を行うということですが、もらわれる方の所得の状況は関係ありますか。

担当者： 京都府と共同で、基準を設けて負担軽減策といいことで行っています。できるだけ障がいのある方で、負担が無いようにという形でサービスを受けていただくということです。

委員長： 「225 障害者自立支援対策臨時特例交付金事業」

臨時的な財源があって、なにか特別にされているというのでしょうか

中身がはっきりと良く分からない書き方になっているんですが、少し補足いただいてもよろしいでしょうか

担当者： これは交付金事業で国が定めたもので、特別対策ということで23年度で一応終了ではあります。

委員長： 「226 発達支援センター管理運営費」

これについてはいかがでしょうか。発達支援センターとして独立した建物としてあるのか、

どっかに併設してあるようなものなのか。

担当者： 独立した建物で1箇所あります。

委員長： これについて、平成20年度に地方債で割りと大きな金額が動いていて、22年度までは国や府の支出金があるのが無くなって、一般財源が増えていくのは、何か法の枠組みとかが変わったとか動きがあるのですか

担当者： 20年度につきましては、設置する改造工事費等もふくめて地方債を充てたということです。あとは運営にかかる費用ということです。

委員長： それ一時は補助金が出たけど、出なくなって全部単費になったということですか。

担当者： これにかかる補助金の特典があるわけではないので、そのなかで相談業務を含めて、色んな事業をされています。その事業の中で国の制度の補助事業で適応できるものがあれば、それを使わせていただいて運用させていただいています。

委員長： この日中一時預かりとは、どんな子どもをどういう場で預かっているんですか

担当者： 委託業者がありまして、施設をお貸しして、その業者で運営されています。
対象は就学後の18歳未満の就学されているお子さん等を預かっておられます。

委員長： どんな場合に預けるのでしょうか、毎日預けるということではないような。

担当者： 親御さんが何回かとか、学校が終わってからとか、そういった形でお預けになっている。

委員： 日中一時預かりでは、機能訓練もしていなかったですか。

担当者： これは預かりだけです。

委員長： これは市内一つでも問題ないのか、本当はもっとたくさんあった方がいいと思われているのですか。

担当者： 施設としては、日中一時預けについて民間の事業者もありますんで、何箇所かあっても必要に応じてとなります

あと発達支援センターとしては、国の方も市町村でそういった分野を中心に位置づけて運営を図れという指示もございますので、市としては専門の職員を配置して、就学前までの発達支援ということで関わりを持たせていただいて、親御さんも含めてサポートさせていただくというのが必須になってきています。

委員長： そのセンターは独立した建物である必要はあるのですか。

これも市役所の中でもよさそうな気がします。預かる機能に関しては別かと思いますが、いわゆる相談とか発見とかという機能に関して言えば、独立した建物である必要は無いように思います。

担当者： その時、保護者が子どもさんを連れてこられたときに相談も含めてやっていますし、そこを拠点に保育所や幼稚園を回りながら職員が運用していますので、学校とかも含めて訪問させていただいてますし、拠点施設ということで、連携を図りながら進めています

委員長： 機能回復もしてないのであれば、場合によっては保育所とか幼稚園とかそういうところに預かり機能は市内に何箇所かあって、相談機能は1箇所であるとか。

担当者： 日中一時のところは、預かるということが主ですが、療育のつくし園については作業療法士の方もいらっしゃいますし、相談業務の中で、作業療法士や医師や看護師等も来ていただく中での対応をさせていただいています。

委員： 専門職員は何人ですか。

担当者： 3名です。心理士が2名と作業療法士が1名。

委員長： それでは次の

「230 老人医療費支給事業」

これは国の政策という理解でよろしいでしょうか。

担当者： これは京都府の事業になります。

- 委員：これはなんで貢献度は低いのですか、予算的には大きいのですがなんか代案みたいなあるのですか。もっと違う方法というか。
- 担当者：一般に医療保険は3割の負担がいますが、75歳以上の方は後期高齢者医療で現在1割、70歳以上の方は各医療保険で高齢者医療ということで1割、入院等されている方はかなり窓口負担等も高くなりますので、京都府で他の都道府県でもされていますけども、65歳以上の方に3割では負担が大変であろうと、また病気の早期発見にも役立つというわけで今現在1割の負担で医療が受けもらえる制度を継続している。
- おそらく国の方でも、1割を2割という検討がされていますので、国の動きに伴って、府の方でも市町村に対する補助事業として、3割負担は今後変わってくると思います
- 委員長：そういう意味では、市独自にコスト削減余地は大であるとしているけど、動きようとしてはそんなにないということなんですか
- 担当者：貢献度評価は私では分かりません
- 委員：これは行政が別にやらなくても、例えば基金とかかでやれるのですか。
- 担当者：私的な保険はありますが、他は無いです。
- 委員長：「231 外出支援サービス事業」
- 素朴にさっきから2種類すでに移動系の支援事業があるわけですが、3つそれぞれある必然性みたいなものはどういう所にあるのでしょうか。一つのものに引っ付けられないのでしょうかという気もするのですが、211の事業とかですね。
- 担当者：対象は高齢者と障がい者で、実態としては高齢者で独りでは公共交通機関の利用が困難な方について、病院受診について支援をしています。
- 委員長：これはいかがでしょうか。
- 委員：受益者から見ると、2種類の違ったサービスが受けられるという意味なのですか。
- 担当者：先ほどのガイドヘルパーの場合は、視覚障がい者の方で、一般的に病院以外も含めて付いていただく形になります。例えば町の方へ出かけてとか美術館に行かれるとか、それも含めて付いていただく。
- 担当者：ガイドヘルパーは人が付くだけです。公共交通機関と一緒に乗ってサポートする。こっちはその人を運びますので、根本的にサービスの質が違います。211は人が付く人件費みたいなものですね。231の方は車に乗せて運ぶという形です。人が付くのではなしに、その人を車に乗せて病院まで運ぶ形です。
- 委員長：まあでも先ほど事業もあり、この外出支援もあって、そうするとバスもガラガラになっていると難しいですね。移動の足がないとどうにもならないというのは、まさにおっしゃるとおりやと思います。
- 担当者：お1人でバスが利用できる方は、一応審査がありますので対象外になります。
- 委員長：いっそバスをリフト付にして全員乗せて行って、ゆっくり止まって乗せてできませんかね、そんなに急ぐ方がバスに乗っているとも思えませんけどね
- 委員：委託料算定はどういう基準で算定しているんですか何回運べばなんぼっていう形ですか。
- 担当者：こちらの方は輸送に使う車の維持管理費と、運転手さんの人件費等が主ですね。出来高ではないです。
- 委員：これは協議会とシルバーさんと2つの組織に委託されているというのは、何か理由がありますか。
- 担当者：医療区域によって委託先が出されています。一つの地域で2つの事業所になることは無いんですけども。
- 委員：移動という部分だけで限定して考えたら、シルバーさんを活用されたらという感じは取れます。

担当者： シルバー人材センターは園部町域だけになったのです。合併するまでは、園部町は透析患者のみの送迎しかしていなかった。合併して去年から、社協さんでも活動していただけるよう拡大しています。園部町域はシルバーさんだけ、他の3町については社協さんが展開しており、合併以前の状況を引きずってきていました。

要綱も一本になっていますが、実態として園部町域は透析患者のみ20人までの患者を送迎していたのを、人口が一番多いのに利用者が一番少ない状況であったのを、去年から一般にも拡大して園部町域も社協さんにもお願いする、という形に拡充してきています。

委員長： はいよろしいですか。

「232 軽度生活援助サービス事業」

介護認定を受けていない概ね65歳以上のひとり暮らし又は高齢者世帯で、日常生活の援助を必要としている方を対象に、炊事や洗濯、掃除などの軽易な日常生活の援助を行う。

この必要性はどういうところにありますか。基本的に介護保険があつて認定があつて、その必要な作業はしてもらえるわけですね。そうじゃないところにあえてさらに助けるというのはどういうことなのですか。

担当者： 主な目的は、要介護認定の状態になられることを防いで、自宅で自立した生活を少しでも長く続けてもらえるように、例えば食材の買出しとかゴミ等の処理をお手伝いしたり。

すべてお手伝いしてしまう訳ではなくて、本人の自立した生活を支援する。

委員長： それこそ必要であれば介護保険が受けられるし、そうでなければ自分でシルバー人材センター等に頼めばいいんじゃないかという気もします。冷たく言ってしまうとそうなると思うのです、そういうことにはどのようにお答えになりますか。

それはこれもあつたら有難い間違いはないと思いますが、私のところもあつたら嬉しいなとは思いますが、それは各個人さんが自分で頼まれればいいのかという意見もあろうと思いますが。

担当者： 大きくいうと、介護予防効果をねらった事業であつて、介護保険の適用になりますと本人、国、府、若い方の保険料等も掛かりますので。

委員長： 次のような例と一緒にされたら困ると思いますけど、例えば若者でも、うまいもの食わして栄養付けていれば病気にならないし、栄養補助金としてお金出しているのと一緒のような気がします。結局医療費が掛からなくなるといえはなるんでしょうけど。

そこまでしてあげなアカンのかという話もあるようには思います。

ということで本来必要であれば、介護認定をすればという話もあるので、行政評価の視点ではそこまで言わなくてもいいような気もしますが、財政削減の視点ということであれば、そこまでは個人負担でやればいいのかという気もします。削るなり無くすなりしてもいいんじゃないかと思います。

委員： これ、23年度の使用料が入っていませんが、これは当然使用料を取るが、見込みがわからないからということですか。

担当者： この使用料・手数料等欄はその他特定財源に上げていまして、ふるさと南丹応援寄付金というものを22年度は掛けていて、それとは別に本人の利用者算定は1時間当たりいくらというので、制度の仕組みとしてそれは直接委託先が収入としています。

委員： 登録ヘルパーさんは何人いますか。実際に家事援助される方は何人ですか。

担当者： この事業だけの専属のヘルパーさんが登録されているのか、他にもおられますので、今は申し訳ないですがそこまではわかりません。

委員： ここの390万円は委託している機関の事務費みたいな形になっているのですか。

担当者： これは一件出来高払いです。

そもそも介護保険発足時に認定が漏れた方、漏れたけれどもグレーでサービスの必要な方であつたのかしなくてはならないということでスタートした。

その後介護保険も要支援制度ができて、要介護の下に要支援1・2が出来ました。それが代わりの役割を果たしていますので、必要かと言われるとどうかという部分もあります。

委員長： こういうこと自体も大事だとおもいますが、徐々に民間、あるいは個人同士で助け合うという枠組みを作っていくという対象にしていった方がいいのかなと思います。

そこまで、高齢福祉課でやらなければならないのか、できれば共助としてこういうことはやっていけばいいのではと思います。

「233 訪問理美容サービス事業」

在宅で寝たきりや認知証の高齢者など、理容院又は美容院に出向くことが困難な方に対して、居宅で理美容サービスが受けられるよう、理美容師の出張に関する経費の一部を助成する。

これも最初こういうサービスがあるのですよと、知ってもらうことまではいいとして、必要であれば自分で切るような気もするから、補助しなければならないのかというと難しい。

それこそ私の親も一時来て貰ってしまして便利でしたけど、全額自分で払っていました。

財政削減の視点からといえはいらないという気もします。

委員長： 「234 緊急通報体制等整備事業」

ひとり暮らしの高齢者等の日常生活における不安解消と安全確保を図るため、緊急通報装置を設置し、連絡体制を確保するという事業だそうです。

携帯電話よりは押しやすいということですかね、携帯のワンプッシュで救急車とは違って、緊急ボタンを押すと助けにくてくれることなのであると思いますが。代替できそうなものであれば携帯電話とかであろうと思うんですが、そんなものでは駄目なんじゃないでしょうか。

担当者： 携帯電話が普及する以前から、特別な携帯装置を押すと、登録された民生委員ですとか近所の方に連絡が入る事業で、設置費は要りますが、1ヶ月のリース料は400円程度で済んでいて、経費的にはマイナス点ですけども、一方通行の事業ですので、今後内容については少し検討していく考えです。

費用が高く付きますし、財政的な面もありますので検討が必要な事業かなと思っています。

委員長： 24・25年度で500万円とか計上されていますけど、段々技術も色々変わってきているのだからあえて通報装置がどうしてもいるのかなと、正直、携帯電話でいいんじゃないかと思っています。

担当者： 緊急時には電話をかける間がないですよ、心筋梗塞であつたり。

委員長： この緊急通報装置というものは携帯できるんですか。

担当者： ペンダント式なんです。本体にもボタンはありますが。ただウツとなった時に押しにいけるかということ、一番良く倒れるのがお風呂であつたりトイレであつたり、そんなとこまで押しに行けない。

お風呂やトイレにペンダント付けているかというのと付けていない。ほとんどの人がしまい込んで、いざという時に何処にあるかわからない状態です。

はっきりいって、意味がない事業なんです。実効性はないです。

ただ、離れた家族さんに安心を与えるという意味で、これでなんとか生きていますよとまあ名目上の話しで実際の実効性はほとんどないのが実情です。

委員長： うちの娘なんか、こういう携帯でボタン4個だけ付いていてそれを押したら、1個目は私で、2個目が妻で、3個目がおじいちゃんというのがあるから一緒ではと思いながら聞いているところでした。技術も進化してきているから、全て持っている人の分まで引き上げなくても、無理に進めて歩くようなものかなあという気もします。縮小か廃止されてもいいかなと思います。

「235 福祉電話事業」

あまっている市がお持ちの電話回線は無償貸与することなんですけども、あまっているんですから別にいいんじゃないかという考え方もあると思うんですが、これは電話代も市がもって

いるということですか。

担当者： 通話料等は本人から使用料ということで収受しています。

合併前にしていた事業で、合併後の新規認定はありませんが、一旦登録された方の継続をしている状況です。

委員長： 一度貸してあげたら、返せとはいにくいところですかね。

ただ大したコストもかかってないですが、携帯もどんどん安価なプランがないこともないのでどうしても電話を貸してあげなあかんかと、必要かと言われるとちょっとこうどうかなと思います。

「237 家族介護慰労事業」

在宅で重度の要介護者を介護している家族の方を対象に、一定の要件を満たす場合に慰労金を支給する。先ほどに似ていますが同じような考え方ですかね、一定激励にもなっているということでしょうか。

特に新しい点もでないので次にいきましょうか。

委員長：「238 地域介護支援事業」

社会福祉協議会が実施する小地域でも見守りを中心としたネットワーク活動やふれあいサロン活動の支援、各種団体・サークルへの支援、ボランティア活動の振興等の事業に対して助成を行った。

これについてはいかがでしょうか。

一般的にこの南丹地域で住民のボランティア活動とか、京都府という地域力の支援とか一般論としてもあるとおもいますが、それとは区切って介護に関わる実施的活動なものですか。

担当者： 介護と出ていますが、いわゆる社会福祉協議会に南丹市の地域福祉の推進は依存しているのが大きく、各地域のふれあい委員さんが南丹市全体で250人ぐらいおられるんですが、その方が要援護者といわれる社会的弱者の方と、地域の中で色々ふれあい活動をしたり、そういった方々の研修も含めて実施しています

学校等で社会福祉協議会が福祉教育支援ということで施設へ行っていたりとか、ボランティアバンクも持っておりますので、その辺を含めた交流と推進を実施しています。また関係団体がよって各地域で福祉祭りのような事も実施しています。

以上のようなことを含めて、社会福祉協議会に事務局をもっていただいて運営していただいています。それに伴うもろもろの経費を補助金という形で支払いをしています。

委員長： これに関して特段ご意見はございませんか。

委員： もう一つ費用対効果が見えない。

どうしても見た目の費用が高いので、削減のターゲットになりやすい。その辺の効果がもう少し具体的に書かれていないと、本当に削減されてしまう可能性があるかなと思います。

担当者： だれが住んでいるか分からないような地域が日本の国内で増える中で、家に閉じこもったり、高齢者のひとり世帯もありますし、その中で、地域のなかでふれあい委員さんが核となって、色々な人とコミュニケーションを図って、イベント等を地域で実施していただくなかで運営をしていただいています

効果という測定値がこういうのは確かに見えにくいとは思いますが、地域福祉の中では核として動いていただいているということですから

委員： ふれあい委員さんというのはボランティアですよ。

担当者： はい、そうです。

委員： だから、これに使っている事業費は、いったい何に使われているのかが良く分からないのが問題だという指摘で、やっていることの意味が無いという意味じゃないです

だから、1割・2割カットですとしたら、切って支障がないものかどうか分からないとい

う意味です。

担当者： 今すぐに支払いの明細が無いのですが、各5つの項目にあげているそれぞれの事業の支払い額等は実績報告で上げていただいて、内容等も含めてチェックはしています。

委員： 南丹の事情はわかりませんが、ふれあいサロンとかは、例えば大阪であれば100円で300円分ぐらいのものが食べられるみたいな状態なんです。

担当者： 一回ひとりあたり150円助成させていただいて、それ以上のものを出しています。

委員： そういう積算が、この一千万近くになるということですか。

担当者： ふれあいサロン自体は140万ぐらいなんですけど、事業費の内訳でいいましたら、小地域のネットワーク活動推進が139万円程で、ふれあいサロンが145万円程で、広報啓発活動が260万円で、福祉教育が119万円、各種団体サークル等への支援が276万円、ボランティア活動の振興が115万円となっています。合計で一千万ほどの内訳になります。

委員長： ちゃんと効果が示されないと削減されやすいという委員の指摘で、私もそうだろうなと思いますし、なかなか難しいですね。

担当者： 効果というのが、目に見える形の数字で表せるのかというのが福祉に関わる者として難しいとは感じます。

なくなったらなくなったらで、ひっそりとしてしまうし、誰が地域の中で声かけをしていただけとか、だれが困った時に報告してもらえとか、民生児童委員さんだけでは目が届かない実態があって、やはり地域に住んでいる方が何人か関わっていただいて、協力しながら進めていくというのが主眼になりますので。

委員長： はい、これに関する議論は出尽くしたとおもいますので、次に、「239 低所得者対策事業」

これは一定、法的な国の制度的なものなのですか。

担当者： 各介護事業所を経営している社会福祉法人とかが、独自に利用者に対する軽減をした場合に、国・府・市でその費用分を補助する制度です。

委員長： これはよろしいですか、では次いきましょう。

「240 心配ごと相談事業」

大事なことはおもうんですが、なんとか民間の力を使って、お金をかけないでできないかという工夫をお願いするということかな。当然質は落ちてしまいますが、弁護士じゃなくても、大学なんかで頼んで法律相談みたいなものをしてもらえませんかとか、また社協に委託されている心配ごと相談ともすこし違うような気もしますが

心配ごと相談でこれだけ経費が掛かるのは大変だと思いますので、何とか民間の力を利用できないでしょうかというぐらいの指摘にしたいと思います。

「241 老人日常生活用具給付事業」

これも単費でされているものということでしょうか

担当者： はい、単費です。

委員長： あれば親切やと思いますがけども、これも一般的に啓発受給ぐらいでいいんじゃないかと思っていますのでこれでいいでしょうか。

「242 老人保護措置費」

これは法定のものだということではよろしいでしょうか。

担当者： はい、老人福祉法に基づく措置費用です。

委員長： 「243 敬老祝い事業」

事業貢献度はCですが、ご担当の方ではこれをどういう風に変えていこうとお考えですか。

担当者： 敬老行事に対する市からの助成ですが、合併前は市町村によって、補助金方式の所ですか、敬老会を実施している所とかバラバラでしたが、合併後補助金方式に統一するということにな

りました。ただ一人当たりに対して補助しておりますし、旧町ではバラバラで町により高ところもあれば安いところもあって、何年かかけて平成21年度に70歳以上一人当たり2,100円で統一して2年事業を行いました。

統一後まだ2年ということもありまして、もうしばらくは課としてはこの金額でいいのではないかと考えているんですが、対象となる方についても元気な方も増えていまして、少し支給年齢を上げることも検討していかなければならないかなという状況です。

委員長： ちなみに京丹後市でも同じような議論の展開でして、減額することと70歳以上ではなくて80歳からでいいじゃないかという議論でした。まあそれぐらいしか考えようがないという所かと思います。

「244 老人クラブ活動助成事業」

老人クラブの組織率も参加されている数も減ってきていると想像しているんですけど、その辺はどうでしょう。

担当者： 加入率自体は若い方が入っておられるので上がっております。

委員長： 財政削減の視点となると、そういうことにも注目しつつ減額していくしかないのかなと思います。バサッと無くすわけにもいかないでしょうから、徐々に全体を薄めていくことぐらいが考えられるのかと思うところです。

本来休憩の時間ですが、もう少しこれを急ぎ足で続けたいと思います。

「245 園部こむぎ山健康学園管理運営費」

施設を設けて結局交流の場であったり、相談に応じたりということですが、なんか本当に相談のところを各支所の市内4箇所ぐらいに一本化できないのかなと思います。

あっちにも相談こっちにも相談したいのがあって、施設がいっぱいいっぱいあると聞くところ思うんですが難しいのでしょうか。

担当者： 相談とかについては、地域包括支援センターとか各支所行政でもやっていますが、サークル活動ですとか色んな健康づくり講座の場所としては、行政ではありませんので、旧町からあった施設を利用してやっているという状況です。

委員長： その種のものを公民館に一本化したらいいいのではないかと思います。

高齢者に限らず、要は住民の方が集まられて自主的な活動をする場が一定あればいいようにおもいますし、相談的なものも現場に張り付いていればいいのかもしれませんが、ある一定支所なら支所で集約すればいいのでは。効率化しなければいかんという視点は持っているところです。

「246 美山高齢者コミュニティーセンター管理運営費」

「247 八木老人福祉センター管理運営費」

も同じような事だと思っているところです。

「248 八木デイサービスセンター管理運営費」

これはいかがでしょうか。八木だけポツンとデイサービスセンターがあるわけですが、これは何か旧町のものを引き継がれてということがあるのでしょうか。

担当者： 旧八木町で、デイサービスセンターとして立てた建物ですけど、現在は社会福祉協議会さんが介護事業所として事業を実施して、建物をお貸ししている状況です。

委員長： 「249 はり・灸・マッサージ施術費補助事業」

これもあったらうれしいけど、どうしても無いとあかんのかとなると難しいですね。財政が厳しかったらどうしてもやらなければならないというものでもないぐらいでしょうか。

担当者： 一応対象者が高齢者になってるんですが、事業の実態としましてはマッサージ施術院を営営されてる視覚障がい者の方に対する助成で、医療のレセプト等が自分では書けないということで、それに対する助成制度です。平成21年度に助成額を半額削減にしております。

委員長：「251 成年後見人制度利用支援事業」

青年後見人制度の利用について支援するというのはどういふことでしょうか。

担当者： 基本的にはご家族とか、親族の方が、後見人を申し立てされて後見人になられるんですけども、配偶者の方とかある一定の親等内の親族がおられない場合に、市長が代わって申し立てをしまして、その経費について負担して、あと後見人も弁護士さんにお世話になった場合について、これについても助成をすると。

委員長： そうなるほど。そういう制度を作っているけど、あまり該当する人が戻ってきないと。ありがとうございます。

「252 介護保険サービス実施施設等整備事業」

一般財源は出て行かないですね。

担当者： これは国の経済対策等の補助事業で10/10の補助があります。

委員長：「253 安心生活創造事業」

また見守りで国のモデル事業を取って来られて、一部モデル地域で実施しているということですね。特によろしいですか。

「254 生活・介護支援サポーター養成事業」

生活・介護支援サポーターを要請するという事で、新たに始められたということですかね。

担当者： これも先ほどから言われているように、地域の中で地域の住民の方が、支援してく体制が必要だということで、身近なところにサポーターを養成していこうという事業です。

委員長：「255 高齢者等除雪対策事業」

除雪対策に特化してということですね。22年度は国・府の支出金があったけれどということですね。これも特によろしいですか。

「259 基礎年金等事務費」

これは省略でよろしいですかね。

「260 後期高齢者医療事業」

これもよろしいですね。

「264 高齢者福祉施設改修事業」

22年度だけ八木デイサービスセンターを改修されたんですね。美山高齢者コミュニティーセンターも改修で火災報知機の設置をされた。今年度以降はとくにこういった改修をされる予定はないわけですね。

担当者： これも国の交付金がありましたのでそれを利用して改修しました。

委員長：「288 若者出会い応援事業」

カップリングパーティーの開催、今非常に注目されているところでございますが、これも国や府の支出だけでできているということですね

「291 A E D 普及啓発推進事業」

これも国・府だけですしこの際パスしましょう。

「292 救急医療受診啓発事業」

これも一般事業使っていないので次に進みましょう。

「294 感染症対策整備促進事業」

これも一般事業使っていないので次に進みましょう。

「315 生活保護運営管理事業」

もし何かご意見ありましたら、これも義務的にやっていることですので。

委員： これは、改修費委託費とか返還金とか特別なものが一緒に決算になっていますが、23年度以降の200万円ぐらいが一般財源と理解すればいいですか。

担当者： そうですね、一部電算システムの改修費等があつて、若干予算が上がっています。

委 員： 通常は医師の報酬とか管理費とかということですね。

委員長：「316 生活保護費支給事業」

できたら国で全部やってくださいと、是非市から声を上げていただいた方がいいので、これを基礎自治体が行っているのはおかしいなあと思うんですが

「319 母子保健事業」

いかがでしょうか、特によろしいですか。

委 員： これ母親教室の参加率が凄く低いですね。

担当者： 母親教室は年4回実施で、今どの病院も妊婦に対する母親教室を実施していて、市の方では主にヨガや出産後のマタニティーブルーを予防するために妊婦同士の交流を目的とした内容にしています。実際働いている方もあるので、昼間になりますので2割の参加者の形です。

委員長： そういう意味では、ケチケチしたことを言うのであれば、この母親教室も要らないのではという考え方もありますよね。

各病院民間の方ですでに取り組まれているのであれば、行政が重複するようなことは無理にしないで。

担当者： 内容は重複していませんが、出産後はこんにちは赤ちゃん事業からスタートするんですが、それまでに妊婦さんと接する場所はあまりないんです。

委員長： また参加されている方の声を聞いていると、行ってみたらなかなかいいもんやった、早く知っていれば良かったと、この事業に限らずあるのは確かですが、色々忙しい中で、心配事があつたらお医者さんに相談に乗ってもらい、わざわざ自治体の母親教室にまでいかなくてもと思われる方が多いように感じます

もし可能であれば、この母親教室の分だけでも見直すのも有りかなと思います。

「321 母子栄養強化事業」

セコイ話しですが、牛乳をちゃんと買っている保障はあるのですか。

担当者： 配達してもらっています。

委員長： 牛乳の現物を配達されていますか。なるほど。

「323 妊婦健康診査事業」

委 員： これは24年度から府の支出金無くなるんですか。

担当者： 現在要望はしていますが、確定がされていないということで、0円にしております。元々基金を運用してという形で、京都府の方から補助金を受けていますが、14回の妊婦検診の実績としては京都府全部の市町村で実施しており、何処に住んでどの医療機関を使われても補助があることになっていまして、子育て支援の位置付けでなんとか継続はしていきたいと思っています。

委員長：「324 健康づくり推進事業」

献血を実施した人に、市が記念品を渡さないと駄目なんですか。素朴な疑問なんです。

担当者： まるまる20万円の使用料のほかに入金があるんですが、日赤の方から献血支援ということで降りてきます。ほぼそれで賄っているのが現実です。

委員長：「326 健康手帳・健康相談・健康教育・機能訓練」

なんか漠然とした名前で、色んな事業が引っ付けられていますね。

健康手帳はどういう方がどういう風に持つんですか。

担当者： 事業名がこの形になっておりますが、健康手帳自体は市民検診を受けられた方に、自分の健康記録をファイリングしていただくような手帳を渡しています。

委員長：「327 メタボ予防健診、肝炎ウイルス検診」

これは、一定の年齢の人がタダで検診を受けられるということですか。

担当者： 無料ではないですが、自己負担を取りながらです。制度が変わって、20年から特定検診を

保険者が実施するようになりました。４０歳以上の７５歳までなんですが、早期からメタボ予防する必要があるということで、２０代からの検診を実施しております。２０代、３０代の方については、加入保険に関係なくこの検診が受けていただける。

委員長： ２０代が６２人、３０代が３５２人受けられたというのは、雇われた側としては、十分な数字なんではないでしょうか。

担当者： ほとんどの方が職場検診を受けていて、その方は受診されないですね。なかなか職場の方も難しくなっていて、若い方で保険の加入ができない２０時間労働の方も沢山いらっしゃいますので、広い意味でいうと、結核が若い人にあたりとかして、若い年代からの検診が必要な状況になっております。

委員長：「３２８ 各種検診事業」

とくによろしいでしょうか。では次の。

「３２９ すこやか健診事業」

７５歳以上の方を対象にした検診で、なんか区別する意味が有るんですか、各種検診とすこやか検診と。

担当者： これは制度上の区分で、後期高齢の医療保険が廃止された時から、保健事業で補助金が下りてくるところもあって分けてやっていますが、ほぼ内容は生活習慣の予防をするという同じ目的でやっています。年齢で分けているだけです。

委員長：「３３０ 予防接種事業」

これも学校でやっているような予防接種なんですか。

担当者： そうです。法的な予防接種を実施しています。

委員長：「３３１ 保健センター管理運営費」

これは割りと大きいですが、４つの保健センターを設けているということですが、割と保健センターって大きくて立派な施設だと思いますが、一般には合併したら、その重複している施設を減らして行くから効率化が図られるという理屈だと思いますが、保健センターを機能的に縮小することは現実的に出来ないのか、どうですか。

担当者： 市全体で建物の関係は検討していますが、園部のこむぎ山健康学園の保健センターを中核にして保健事業を実施しています、あと美山の方が少し遠方であるので、保健センターでも同じような事業しています。日吉の保健センターの方では、社会福祉協議会が事務所として使っていて、ここは複合施設になり、体育館、農林研究室等いろんなものが集まっています。

日吉・八木については建物が古くなっているので、将来的には保健・福祉・医療の拠点を各旧町単位に何処のするのかという構想の中で、まとめて考えていかなければいけないと思っています。

委員長： 本委員会としても、可能な限り統合していけるとしたいと思います。

「３３２ 後期高齢者保健事業」

これは法定のものなんですか。

担当者： はい

委員長：「３３３ 新型インフルエンザ対策事業」

特にいいでしょうか。

「３４５ 直営診療所管理運営費」

「３４６ 公設民営診療所施設管理助成事業」

委員： これは後ろの３４６の事業との関係が分からない。直営は美山で、公設民営診療所がほかにもあるという理解でいいですか。

担当者： 直営診療所は南丹病院の医師をお願いをして、３４５番は直営で運営しています。公設民営診療所は旧町から各地域に対する確保ということで、八木に神吉診療所と、園部に南八田診療

所と、美山診療所は公設民営で医療を確保するという形で、助成をしています。

委員長： 各年度で予算が全然違うのは何かあるんですか。

担当者： これは地方債が記入ミスで、250万円がずっと2,500万円での推移です。

委員長：「348 診療所施設改修事業」

これはいいですね。

「350 保健センター改修事業」

おなじく改修です

「359 シルバー人材センター運営助成事業」

委員： これも金額は大きいので、何に使われたのかがよくわからない。

委員長： 一般的にシルバー人材センターの運営は厳しいところが多いと思いますが、南丹市における状況はどのようになっていますでしょうか。

担当者： 仕事の需要と供給のマッチングをしています、そのための職員の人件費や事務費ですとか支出をしております。

決算額自体については年々下がってきておりまして、国の事業仕分け等の関係で民業圧迫の部分もあり、補助対象が下げられていまして、国、府の補助金は直接シルバーに行きますが、市の助成金についても同じ率で年々下がってきている状況です

委員長： 何人が働いていますか。

担当者： 園部も常勤の人が2、3人で、あと5、6人は嘱託・臨時の方で、園部は全国唯一の財団法人のシルバー人材センターでして、福祉公社とシルバー人材センターを一つの組織で立ち上げた形で、福祉部門で6、7人おられます。運営自体は、常勤人件費をかなり抑えた形で運営されています。これは4シルバーを足した運営費ですので、他所であればもっと大きいはずなんです。あとの3地域については2名程の方でおられます。

委員長： ここで削れるとしたら、管理運営に当たる方の人数なり人件費なりなのかなと、財政削減の視点として検討されては。

担当者： 国の補助金もどんどん削ってきてますんで、後は仕事に対して8%、10%手数料を取っていますが、後はそれらを上げていくしかない状況です。

委員長： うちも掃除とかをシルバー人材の方にやっていただいて、丁寧で安いし有り難いですけどね。「557 住宅管理事業」

委員： この分野は民間委託できないのですか。住宅管理とか入居者も含めてですが。

担当者： ゆくゆくはそうなると思います。市営も一部については、委託という形でさせていただいている部分はあるんですが、建築年度も古く、集合住宅的な形になっていない部分もありますので、全体的な委託になっておりません

委員長：「558 住宅管理事業」

あまり例はないとおもいますが、こういうのも民間委託でコストの削減ができないかご検討いただけたらと思います。

府の方では、外郭団体に維持管理を委託していると思いますが、ただ規模が大きいから南丹市の市営住宅も民間に委託しても効果がないということなんでしょうか。

担当者： そうですね、全体的には需要が増えてきていないので、できるだけ今のものを如何にして長く使っていこうかと対応していく。基本は民間との競合を避けなければなりませんし、大きな集合住宅になってくると民間との競合は考えていくべきになるだろうと考えています。

委員長：「559 住宅対策事業」

これも漠然とした名前ですけども。実施されていたと過去形なんで、どこかの時点で終わっているけども、お金だけ過去の対象者に支給されているということですか

担当者： これは、合併以前に美山町が取り組んできた事業で、最終的には整理していこうということ

で、この２６年度でおわりますので、そこで整理していこうと考えています。

委員長：「560 住宅改修事業」

「561 住宅管理事業」

これは改修をされたということで、飛ばしていきます。

「687 八木中央幼稚園給食事業」

ほかの公立幼稚園もあってそこではしていないという理解でいいでしょうか。

担当者： そうです。幼稚園と一体の施設となっていますので一緒に給食をしています。

委員長：「776 学校給食施設管理運営費」

特によろしいですね。

「824 疾病予防費」

これはどういう人に何故助成をするのか簡単に確認だけさせてもらいます。

担当者： 人間ドックは国民健康保険に加入されている方にたいして、疾病予防という形で決まった医療機関の方で受けていただく費用の７千円を助成するという事業です。

委員長： これは法に基づいてしなければならないのか、市の独自判断ですか。

担当者： 独自の判断でやっています。京都府全体の横並びの施策として実施しております。

委員長：「861 生活管理指導事業」

事業内容が漠然としていますので、どういう人が具体的に対象になって、なぜ始まったのかももう少し補足をお願いします。

担当者： 介護保険事業の一つとしまして、途中で法律改正がありまして、予防活動が大事だということで、介護給付費の一定の割合でこの事業をすることになりました。

自宅の環境が悪い方、財政的な面等や体調管理が自宅では出来ない方に、短期間ではありますが、施設に入って規則正しい生活を送り、自宅に返っていただく。

委員長： 変な生活をしている方は誰がどうやって発見するんですか。誰か見に行く人がいないとわからないですね。

担当者： それは、地域包括支援センターとか民生委員さんですとか、地域からの情報です。

委員長： 所属長の評価ですとか、今後の方針でやや無理やりの感じがして、いずれ対象者が出てくるから無理やり残したいけど、現に対象者はおりませんと。

担当者： 国の制度がおかしいのです。長期入所、ショートステイ、養護の長期入所、ショートステイは介護保険が始まるまでに措置としてありました。介護保険が始まってからは、長期入所、ショートステイは介護保険のサービス。ショートステイだけが中途半端に残り、介護保険の認定を受けられない方で、具弱な方のショートステイ、短期入所という位置づけでこの制度が残っている。

委員： 介護保険特別会計になっていますが、一般財源からも出ているんですね

担当者： 介護予防事業ということで、国が２５％、府が１２．５％、２号被保険者が３０％。

委員長：「863 通所型介護予防事業」

これも障がいの方を集めて、ふれあい活動的な事をしているのと、高齢者の方を集めてやっているのと、別々にやった方がいいということなんではないでしょうか。

担当者： 介護予防として区別なく事業はしております。検診等で要介護状態になる恐れのある方をチェックしまして、その方たちを優先して受けていただく。要支援一歩手前の方を、ターゲットにして要介護にならないようにという事業です。

委員長：「864 訪問型介護予防事業」

これも同じような検診で対象者をみつけるということですか。

担当者： なかなか集団の中に出にくい方とかに対して、訪問しています。

委員長： 限りなくお金が動いているわけではないのでいいのでしょうか。

「865 介護予防普及啓発事業」

結構同じような事業がありますね。

担当者： 制度というのが縦割りで、年代で分けているところもありまして、65歳以上の方を対象にした保健事業をしています。

委員長：「866 地域介護予防活動支援事業」

それぞれ色んな箇所でやっているごとに、違う方が来られているということではないでしょうか。

担当者： 事業の中身としては、手芸、陶芸、音楽、健康づくりの体操等です。

委員長： 公民館でやり、専門のセンターやいろんな所でやって初めて来てもらえるのかもしれませんが、あちらこちらで開かなければならないのかなと思います。

担当者： 地域の方で開催するのが参加してもらいやすい。訂正ですが20年度すべて一財になっていますが、21年度以降と同様に国・府の支出金があります。

委員長： これだけいろいろな所でやっているのと、整理・統合が必要で、初めて見るとよう分からん制度になっている風にも感想としては持ちます。

「867 包括的支援事業」

これはもうとくによろしいでしょうか。

「868 家族介護教室事業」

これは2回講演会を開いたという内容でいいですか。

担当者： 22年度は講演会をやりました。

委員長： 一回あたりの人数からすると、少し内容等も工夫があってもいいのかなと思います。家族介護されている方同士のつながりや、情報共有は大切だと思いますけど、予算が厳しくなってくるともう少しコストをさげながら、うまく購入できる催し物が考えられるのかなと思います

「869 介護用品支援事業」

法定の事業という理解でいいですか、特段市の独自性は入っていないと。

担当者： 事業の中身は市が実施しております。

委員長： 年額を多少5万円に下げるとか、そのような事は市の独自性として可能なのか。こういう金額の部分で減らすとかの部分も有りえると思います。

「870 家族介護者交流事業」

さっきと似たような事業ですが、さっきとはまた別の枠組みですか。

担当者： 普段自宅等で介護されている方に対して、リフレッシュしていただいたり等。

委員長： リフレッシュが目的であれば、お金は減らないけど、それこそ激励金でいいじゃないでしょうか。交流もあるのかもしれませんが、リフレッシュだけなら、市がそこまでしなければならぬのかなと必要性の点で疑問に思います。

「871 介護相談員派遣事業」

かなり前から動かれている事業ですか。

担当者： 合併後に全域に広めています。

委員長： これやっぱり報酬もあった方がいいのですか。ボランティアでやっていただくのは難しいですか。

担当者： 出足が出して、それを引きずっていますので、本来であればボランティアでやってもらうような内容だとは思いますが。

委員長： 何かの機会や区切りの時に、ボランティアへの移行も考えられるといいのかなと思います。

「872 食の自立支援事業」

これは配食の際に安否確認をするということですが、一定の条件の方にお届けするんですね。タダですかね。

担当者： 本人の利用料は発生します。直接、社協に払う等、旧町で対応がバラバラです。

委員長： 少なくとも市内で希望したら、配食サービスが受けられる。

担当者： 65歳以上の一人暮らしで、高齢者世帯の場合もありますけど、自分なり家族の方が食事をつくるのが困難な方の審査をしています。

委員長：「873 住宅改修支援事業」

これはいるのですかね。2千円でも補助した方がいいという理由でもあるのでしょうか。

担当者： 介護サービスを使われる場合は、ケアマネージャーがプランを立てる費用についても介護保険からお金が出るのですが、他のサービスを使わずに、この住宅改修制度だけを利用される場合ケアマネの意見書があるんですが、それについては介護保険から報酬制度が無いので、費用補填をしようということで支出をしています。ほとんどの方が住宅改修以外でも、他のサービスを使われるので、件数なり、金額は微々たるものであります。

委員長： 無くしたからといってさほど効率化するわけでもないのですが、そこまで手厚くしなければならいのかなと思いました。

「922 学校給食施設管理運営費」

「927 給食食材費」

ここまで漠然としてしていると、特段なんともいう気がしますので、大きな問題がなければそのまま流していこうと思います。

ここまでだいぶ時間を超過してしまいましたが、個別の事業についても見てきた所です。かなり結論が見えにくかった所もあったと思いますが、基本的には事務局の方でメモを作っていると思いますので、後ほど個別の事業に対しての、行政評価の視点と財政削減の視点とのまとめをしたいと思います。この施策を2回に渡って長時間かけて見てきましたが、今回の外部評価の視点に照らして、判定を委員会として行う必要があります。その方式について確認ですが、担当の方で22年度の取り組みと、その評価を踏まえて23年度以降やっていこうとされている事に対して、委員会として3つの結論のいずれかを判定します。その第1が適正、2つ目が微調整、3つ目が要改善ということになるわけです。そのどれになるのかということと、その判定理由のご発言をお願いします。

委員： 事業そのものとしては、独自事業は各種団体補助金ぐらいですし、それらを使って何がしたいのか分からない事業がいくつかありました。社協の方に色んな事業委託をする中で、そこでうまく人を雇っていただいて、地域ごとに専門的な活動をする人をうまく配置していくのが施策目標ではないかと思うんです。

そこがうまく配置されたのかどうかという所の効果が見えない。例えば保健センターという建物がなくても、保健の専門家は地域ごとにきちんと配置されないと支援できない事になる。また地域活動の支援も、中央で1個やればそれでいいかではなく、集落ごとにサポートできる人材が居てできる。

事業としては人材が育っているとは思いますが、それが結果としてはどこまで到達したのかが見えない。その辺りをきちんと押さえた形になっていかないと、事業が効果的にできたとは評価はしにくい。

私としては、微調整というか整理というか、先ほどの視点から事業全体がうまく機能したのかということを経営的に見ていただきたい。

委員長： ありがとうございます。わたしも、要改善まではいかないと思いますし、微調整ということにしたいと思います。

今回は基本的に財政を削減していくという方針と示されていて、そういう視点に立って考えますと、徐々に縮めていくことを加速していただくという観点から微調整だと思います。

必ずしも公共的にやらなくてもいいだろうと、あるいは南丹市じゃないとできないものでは

ない、そういう事業もいくつかあるように思いますので、そういうものについては早期に減らしていくことが求められるであろうと思います。

委員： 結論から申しますと、微調整という印象を持っています。

ただ、財政削減とか効率よくという視点では数値的、金額的にどうであったのかが、活動記録にあまり書いてなかったので判断しにくいものが多々あった。業務委託料とかの形でかなりの分野に支出されていまして、特に社協の組織部分。

また市民と行政が一緒になっていく視点、さらには高齢化の時代とか考えていくと、シルバーとかは大変だといわれていましたが、逆に元気なお年寄りをどんどん登録して参画してもらい、そして行政に力を出してもらい。補助金におんぶじゃなくて、補助金を減らして行政に力を貸してもらい。

事業内容が収支結果や効果としてどうであったのか、この辺りをもう少し今後評価していく上では必要ではないかと思いました。

委員長： ありがとうございます。では委員会としては微調整という結論にしたいと思います。

出来る限り最終的には報告書の時に議論しますが、事業貢献度なんかでCになっているようなものとかは、できる限り止めていくということなのでしょうし、その他多くの事業に必要性があって効果が上がっているものでも、一定縮小していかなければならない視点で望んでいたかと思います。

効果を保ちつつ、その中でも市が使う資金や人手を減らして、工夫と知恵をしばってしていただきたいと思います。

あといくつかこれはちょっと手厚すぎるのではないですか、対象者には喜ばれているかもしれないけれど、別に市がやらなければならない理屈は無いのでは、という事業を見つけて縮小していく辺りが基本線になると思います。

ということで、進行の不手際もありまして大幅に時間を超過してしまいました、長時間に渡りましてありがとうございました。

それではこれで、医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する施策についての、外部評価を終わりとしたいと思います。どうもありがとうございました。

【 休 憩 】

② 施策評価「第2章第4節 ひとを温かく迎える」

委員長： はいそれでは会議を再開したいと思います。まずは関係の皆様のおかれましては、予定の時間を大変超過して、長らくお待たせして申し訳ございませんでした。

続きまして、第2章第4節ひとを温かく迎える について、評価作業の方に入りたいと思います。いまから小1時間程度を目途に作業を進めてまいりたいと思いますので、お待たせした上に恐縮ですが、ご協力のほどお願い申し上げたいと思います。

議事を進める前に、本日ご出席をいただいております担当職員の皆様の、かんたんな自己紹介を頂きたいと思いますのでよろしくお願いします。

【事業担当職員自己紹介】

委員長： では早速であります、担当部局から施策の概要についてご説明をいただきたく思います。

なお、今年度からややリニューアルされまして、委員の人数が減ったということと、視点が1つ増えております。1つは従来どおり行政評価の視点ということで、従来どおりそもそもの目的・目標の設定が妥当なものであるかということと、その目的から施策表でいいますと、解決するために何をしますかといくつかの方針を出されているわけですが、今回であれば3つの方針が出されている。

その目的から何をするかという方針のつながりが適切なのか、さらにこの十数個の事業がこの方針のどれかの下にぶら下がっていくことになると思いますが、そのつながりが適切なのかといったことを見せていただく。

その上で、事業の成果が費用対効果も含めて妥当なのかを考えていく、ここまでの従来の行政評価の視点です、今回はそれに加えて財政削減の視点というのが入っておりまして、この委員会としても、財政削減の視点からこの施策についてはどんな事が可能か、提言する役割を担っております。その観点からすると、必要性のある施策であっても一定縮小していく、効果が上がっている事業でも縮小したり止めたりしていかざる終えない場合があります。

それについて、別に外部の人間だから正解があるというわけではないと思いますが、色んな所で思い切って声を上げて議論していかないと始まらないということで、今回の委員からも評価をする各施策について、施策や事業の財政削減の視点からも提言していくということになっています。そうした観点からの質問や提言も出していきますので、またその質問にはお答えいただきたくお願いしたいと思います。以上のような形で進めてまいりたいと思います。

まずは施策の概要説明をお願いします。よろしくお願いします。

部局長： 【 施策の概要について説明 】

委員長： はい、ありがとうございます。

引き続きですけれども、財政削減の視点ということとも関係しまして、もちろん必要だと思われる、効果も上がって事業を展開されている趣旨なんだということは理解しているんですが、ここからあえて縮小再編をしていくとなると、どういう大方針なり具体策なりを現状でお考えなのか、少しでも教えていただいてもよろしいでしょうか。

担当者： まず、観光の関係ですけれども、広域の中でやっていますのでなるべく市単独では行わないような形をやっています。またマップ等についても京都府の補助を受けながら展開をしております。

イベント関係につきましては、なるべく地元の実行委員会形式への移行という形を進めております。大きな施設がございますので、その点については有効利用するという形で、交付金等を利用していただいて、今年ですと、スプリングスひよしさんの大きな改修を進めたところですが、通年ですと、なかなかその費用が捻出できないのですが、交付金等がある時にそれを利用しています。

委員長： はい、ありがとうございました。ではその施策の評価から初めて行きたいと思います。

まず前回と同様に目的・目標の所と、その背景になっている原因ですとか、解決のための方向性っていう辺りについて、委員の皆様からご意見やご質問をお願いしたいと思います。

委員： 兵庫県と京都府がジョイントで去年の秋ぐらいから、大丹波を広域で展開するというので、マスコミにも出てきたとおもいますが、非常におもしろい良い事だとおもいますし、財政的な面で見ても行政単位だけでやっているよりも、広域で観光資源を沢山発掘して、それを構成するというのはいい話だと思うのですが、その部分とこれからの考え方として、解決する何をしてくかという部分の具体的なつながりが、今の所出ていないということですか。

担当者： 大丹波については、もともとの出発点が福知山市と丹波市が連携して話ことができました。丹波というイメージですと、一般的にはこちらの南丹なり篠山辺りのエリアになってきますので、そしたら連携してその辺りを大きくくりにして、丹波を中丹も含めて大丹波として売り出して行こうということで行われています。南丹という知名度が今のところありませんので、大丹波の中で売り出していくということで、南丹市を知ってもらえないかということでいま実施をしています。

いろんなパンフレットとか、京都府からも援助を頂く中で効率的なものがないかなと思っていますところでは。

- 委員長：** 目的・目標のところでお尋ねします。以前、最初の年にこの施策を評価させていただいた。その時には観光の集客数が目標値に上がっていましたが、観光消費額も大事だという議論も出てきていました。外的な要因も働いていると思いますが、174、175万人ぐらいがひとつの到達点で、これ以上は伸びないのかなと実績を見ていると思いますが、状況がかわれば目標値を達成して行けそうなのか、厳しいのか、その辺りの判断はどのようにされていますか。
- 担当者：** お土産物にいいものが無い。全体としては、単価的にこの地域の1人当たりの消費額は京都府内の中ではかなり低い。核になるようなお土産物が無いということで、加工品も含めたお土産物を作って行こうと計画しています。
- 委員長：** 観光消費額が22年度はその前に比べて大分増えているように思いますが、これは何か理由がありますか。
- 担当者：** それはですね、入込客数を調べるのにこちらで施設を選択しますが、その中でゴルフ場関係を新たに加えて入込客数を入れたものがありまして、入込客数にはカウントしたので消費額が増えた理由です。
- 委員長：** 部長さんもおっしゃっていたように、加工品も含めて名物を作っていく、確か1人頭で割ったら1,000円とか1,200円とそんな金額になる。人数は増えても、それこそ大丹波といってもバスで最初は丹波篠山へ行って、そっちでご飯も食べて充分に楽しんで、最後に美山に来て帰ってしまうからあまりお金を使わないのだと、以前の分析でも伺ったりしました。引き続きその辺を改善される工夫があればいいのかなと思います。
- 実施するために何をするのかというと、①・②に関係することですかね、特に②の観光資源の開発、そのスポットというよりは何かこれを買いたいとか、これならお金を出したいと思うようなものを、増やしていかれるということなのでしょう。
- 担当者：** その件につきましては、今現在プロジェクトチームをそれぞれいろんな分野で活動しています。農林商工課の方で所管していますが、南丹ブランドのプロジェクトチームを作っています。他の地域とは全然違うという明確な差別化を計る中で、戦略的なものが作っていけないかを目指して取り組みを進めています。できれば、南丹ブランドの中心的なものを作っていくとか、南丹ブランドのプロデューサーを公募して育てていく形を思っています。
- 分け方としては、地域の一品という料理を使うものとか、黒豆グラッセみたいなものの類を考えていますし、鮎料理や川魚を地域の一品として育てる計画もしています。
- ただ、南丹市の中で地産地消ではないですが、非常に有名なブランドがあるということで、南丹市を売り出すのに活用していくようなシステムを考えています。
- あと、マップやアンテナショップ的なお店も考えていきたいなと思っています。直接出すとコスト的な面もありますので、協力していただけるお店を探して、情報発信をしていきたいなと思います。
- 委員長：** 先駆的な事例として多いのは、ゆるキャラとかそういうのは特段ご検討とかはどうですか。
- 担当者：** ゆるキャラではないですが、南丹ブランドのロゴマークそういったものを募集してはどうかということは考えています。
- 委員：** 全体としてストーリーとしては、綺麗に洗練されているなと思いますが、この分野は事業としては出さないけど、職員の方がとても工夫をして、お金を出すだけでなく、一生懸命働かされていることが多いと思うんです。
- その部分の仕掛けとか考え方とかを、もう少し評価シートの中に入れといていただけると、全体としてこれぐらいがんばっているなと分かり易いと思います。
- それから、客層としてどの辺の層が、南丹でいったいどのシーズンにたくさん入ってきているのか重要だと思います。どのシーズンに誰が来ているのか何処まで把握されているのが気になりました。

先日、河鹿荘に泊まってきたのですが、美山のかやぶきだけを見に来た人ではなくて、芦生へ行かれるトレッキングスタイルの人から、親子連れから、高齢者の人まで、わりとバラエティのある人が来ているので、だから客層がしぼりにくいのかなとも思いますが、その辺はどうお考えですか。

担当者： 美山文化村等では嗜好別、ジャンル別にやっているかもしれませんが、市としてはできていません。

委員長： そういう視点でいうと、内水面漁業振興対策とかAAAなのかなあ、学生なんかとこの施策を取り上げて議論することがあるのですが、一般論として釣りをする人は結構年の人で、そういう人も最近は釣りに行くのが減ってきている。

今時南丹辺りという、自転車なんかで市内から走りにくる人が多いから、走りに来た人がパッと買って持って帰れるぐらいのそこそこ高い、1,000円ぐらいの土産物を開発した方が良いとか、これから釣りの人がそんなに増えるのかなという、そうでもないのでは。

担当者： おそらく半減していると思います。おじさんくさい趣味と捉えられがちです。その辺は非常に苦労しています。新しい取り組みとしては、漁業単位では若い方に参加してもらえるイベントとか、教室とかを開催しています。バイクなり自転車というのは多いと思います。

ただその方達の単価というのは確かに低いです。

委員長： 運べる量は決まっていますし、あの方達は、お昼ご飯をどうされてるんでしょうね。

持って来ているとは思えないし、現地で何か食べるんでしょう。

そういう意味で言うと、気の利いたお昼ご飯が食べられる場所がこの市内にあって、そこそこ軽くて、そこそこ高い土産を買ってもらえればと思います。

はい、取り敢えず大きな目的・目標や、解決の方向性という所ではそんなにおかしくはないんじゃないかという議論で良かったでしょうか。

歳出削減の視点は議論していませんが、ここで一応行政評価の視点を中心として、この施策評価の方向性もそろそろお考え始めていただければと思います。歳出削減の議論もしてからと思いますが、委員の皆様におかれましては3つのどの判定するかということをご検討願いたいと思います。

では、引き続きまして、歳出削減の視点も含めてということですが、総論的な事でも結構です。委員から何かありましたら。

委員： この観光というのは大事ですけど、なかなか継続して人は増えないですね。

園部というところは複線化になって、便利になっていますから。

その辺を踏まえて、京都観光客が1年間で大体5,000万人を超えているんですね、その5,000万人のおこぼれといたら変ですけど、繋がってこちらまで足を延ばしてくれるようなものを、少しお金を掛けてできないものかなと前から興味を持っています。

そんな意味でいうと、22年度の支出事業の総額が、前年度に比べると積極的に使われた感じになっています。この辺りの効果を踏まえて、今後の展開も含めて、続けていってどれだけ効果があるのかと思います。

委員： 今回は結構施設整備をやっていますよね。

担当者： そうです、繰り越している分もあるのですが、国の臨時的な交付金がありましたので、スプリングひよしとか山の家という所にそれを持って施設の改修を行いましたので、上昇しています。

委員： そうすると、次年度以降はそんなに膨れ上がった分がずっと続いていく事ではないと。

担当者： ないです。

委員： 全体としましては、限られた財源の中で、前向きに観光客を呼び込むために、つぎ込んでいくお金と、無駄になっているところを削って、限られた財源の中で組み合わせなければ

ならない。その辺りの部分どうなっているのかな。

担当者： やはり、観光宣伝みたいなものは止めたらそれでお金は使わなくてすむんですけど、そういうわけには行きませんので。

どうしてもそうなってくると、市の中で観光的に持っている施設の運営費を削っていくか、薄めていく方向になると思います。

委員： 難しいでしょうけど、財源も限られていますから中身的にかなり大胆に組み立て直していかないと、使ったお金に対して、どれぐらいの効果や結果があったのか

戦略的に中期的に見ながら事業別の再編や組み立て直し方や、貢献度評価表にあるB・Cの事業は再考の余地があると思えます。

担当者： 貢献度評価のB・Cにある事業は金額的にはそんなに大きくはないですが。

委員長： ちょっとここで、委員の時間もありますので、施策全体の評価をしてから個別事業について検討を進めようと思います。

委員の施策全体の評価や判定としてはどのような判定と、その理由についてご発言をお願いしたいと思います。

委員： 今後の展開という部分で、解決するために今後の方向というのと、事業評価の関連で行けば、微調整ということ。

委員： なかなか効果が出にくいし、競争も激しいので、事業をもう少し段階的、戦略的にうまく展開していかないといけないと思いました。補助金として出るお金がいっぱいあるので、その中で本当に必要な人材の育成と、アイディア出しにうまくお金が使えているのかどうかということを確認してはどうかと思いました。

事業自体を微調整する余地があまりないので微調整じゃないのですが、行政の方自体が視点を変えて、本来の方向性を見失わないで評価したらどうなりましたでやっていただいたら。

委員長： ありがとうございます。委員の言われたことと一緒に面が多かったのですが、判定でいうと微調整かなと判断します。3人とも同じような事をいっていたと思いますが、施策評価上に描かれたことはこういう方針や目的になるのだろうなと思いますし、その線で実際の動きもしていただいていることでは良いのではないかと思います

ただ、財政を削減していくということと言いますと、どれに重点を置くかというところで、もう少し要点を絞ってもいいのではないかと思います。割とお金がかかるような施設の維持管理ということに関しては、これが必ずしも集客であるとか観光消費額の増に繋がっているかという、個人的なイメージも入っているかもしれませんがピンとこない。

スプリングスひよし以外のところは、正直そんなに施設を目当てに行くかなと思うと、そうでもないかなというところもありまして、財政が厳しい中どこに重点を置くかになると、観光資源の中でも、施設というよりはイベントや特産品とか無形のものに力をいれた方が費用対効果もいいのかなのというのが意見です。

もう少し時間をいただきまして、個別の事業について検討し、意見を申し上げて行きたいと思います。

「047 各種イベント等開催事業」

これは貢献度がB B Bという重い位置づけを与えられているわけです。もともとの視点が外部からのお客を呼ぶ、観光消費額を増やすということですので、これがどれだけ貢献しているか少し分かりにくいと思うわけです。

とくに美山サイクルロードに関しては参加者とか、宿泊者数とか書かれているのですが、水の杜フェスタでは多数になってしまったり、ふるさと祭りになると、市内の参加者になってしまったりとかしてですね、外部の人を呼ぶとかお金を使ってもらおうという効果を、正直どれだけ意識していただいているのか心配になってくる面もあります。これらのイベントが文字ど

おり、市外からのお客を呼んで観光消費をしてもらって、こういう風になるということに繋がっている辺りのご説明をいただけますか。

担当者： 美山におけるイベントですけども、美山サイクルロードレースについては国体以降25年続けていまして、毎年参加者は全国から募るという状況で、今年も800人を越える参加者もあり、宿泊等も含めて経済に波及させる効果を持っていると思っています。

それから美山のふるさと祭りは、市民を対象にという意味が強いですけども、同日にワンデーマーチとかやぶきの里まで歩くコースを設定しまして、京阪神の方がこちらの方にお越しただいて、歩いてお土産だけでも買っていただくという風なことで、それも毎年800人前後の参加があるということで、都市交流の一環で誘客を計っています。

委員長： 地域の人のためのお祭りの補助になってしまったら、この施策でお金を出している趣旨が変わってくるので、そういうことの無いようにと思うわけです。

「052 美山町自然文化村推進事業」

これはBBと中間的な評価になっています。自然文化村とは施設としてはどういうものなのでしょうか。

担当者： 都市交流の拠点施設の位置づけで、内容としては宿泊、レジャー、キャンプとか都市交流の拠点として、かやぶき民家や芦生の原生林へ行っていったり、地域観光の磁石的な位置づけでの施設という考えでおります。

委員長： これは、施設を改修したお金は市が出すという設定に元々なっているということですか。

担当者： 基本的には市の施設ということにしておりまして、財団法人の方に指定管理施設として管理運営をお願いしている状況です。

委員長： 「077 スプリングスひよし管理運営費」

「125 スプリングスひよし改修事業」

これらは関連がありますので、1セットということで考えていきたいと思います。

BBという位置づけで、額が一番大きいですからここでなんとかならないのかと施策を見るたびに思うところなのですが、道の駅に最近指定されて、今後ますますがんばっていくということなのでしょうけれども、実際は使っているお金ほど稼げるということもないのかなという感想を持っています。

委員： これは通年開いている施設ですか

担当者： ずっと開いています

委員長： 温泉部分の実際利用者はどの程度いるのでしょうか。

担当者： 30万人程度の利用者です。

委員長： 温水プールの方はどうでしょうか。

担当者： 年間を通して1万人近くの利用者があります。

委員長： 平日とかは多いのでしょうか、まだ温泉の方がたくさん入って行くのが見えるのですが、プールの方は正直かなり少ないようにも見えるんですけどね。

担当者： まあ今の所そういう状況です。

委員長： プールだけ閉めてもそんなに経費削減にはならないのでしょうか。

担当者： 温水プールですので、沸かす灯油代が結構高く付いています

委員長： お土産物やレストランの所はそれなりに人がいますし、まああえてわざわざ外の人に来てプールに入らないだろうなというのがあって、この要素中からあえて削るとしたら温泉プールかなと思いますが、それだけ抜いて果たして経営改善になるのかどうかかわからないのでお尋ねしました。

委員： 温水プールは独自のプログラムみたいなものはありますか。

担当者： 会員制度がございまして、500人程度会員さんがいます。会員中心として健康の増進を図

るため教室があります。

委員長： もし削っていくなら、体育館とか温水プールとかいう辺りぐらいの指摘かなと思います。
「078 南丹市美山農業振興総合センター管理運営費」

これは何処にあるどういう施設なのでしょう。

担当者： 美山の道の駅、ふれあい広場に一角で、美山牛乳の横にこの館があります。美山町の観光協会が入ってまして、道の駅に集客された方等、地域の情報発信としてこの館があります

委員長： 主に観光協会が使っているものでも、南丹市が維持管理をしてお世話しなければならないものなのですか。

担当者： 情報発信と合わせて、絵画とか写真とかギャラリーとして集客を図ろうとやっています。
ただ、道の駅連絡協議会というのを組織しまして、それぞれの団体がここの館の有効利用を図っていくようなことを検討中です。

委員長： これは、使用料・手数料が入ってくるということは、賃貸料みたいなものをもらっているということでしょうか。

担当者： 2階建てになってまして、2階が地域も含めた集会機能を持ってまして、その集会所を利用した場合に、会場使用料を頂いています。

委員長： そういうと、差し引き100万円ぐらいですから、他のところを借りてもやっぱりお金がかかるわけやし、そんなに損なものではないという理解なわけですね。

担当者： 美山牛乳の工場の方が、一部この建物を通して電力を供給していますので、工場の方で使った電気料を、市の施設以外の使用料として歳入で受けています。

委員長： ということは、建物単体としてはもう少し維持経費が掛かっているということですね。
現物を知っているだけに、あんまり一般的に入ってこられない構造になっているのは確かですね。だからちょっともったいない。

「079 南丹市美山国体公園管理運営費」

これに関しては、Cの所に位置づけられていますが、今後どう変えていくのか、その展望や方法をどんなことをお考えですか。

担当者： 美山ロードレースの周回コースの一部にあります。昨年度から自転車の方を呼び込んで、誘客しようとプロジェクトを立ち上げました。

自転車の聖地として美山へ来ていただくという位置づけの中で、これからの利活用をしたいと思っています。

委員長： 金額的にも大きくないので、正直、Cに入っていると廃止の方向の位置づけということなのですが、むしろ体制に影響がないというか、むしろ利活用が可能であればされればという印象を持ちます。

「082 南丹市美山岩江戸公園管理運営費」

これは普通の公園みたいなものなのでしょうかね。

担当者： 大野ダムの買収による冠水区域を利用して、そこに希少な湿原の植物があるということで、京都府の整備で行っていただいた公園を市の方が管理をしています。

市の方は地元へその維持管理についてお願いしているその経費を支出しています。

委員長： 管理委託とありますが、どういう方がされていますか

担当者： 地元区の集落の方と、シルバー人材センターの方に委託作業で日常の管理をお願いしています。

委員長： 事実上、地元の方がほとんど利用されているのでしょうか、それとも車が止められて、運転手等がトイレに行ったりみたいなこともあるのでしょうか

担当者： 車を止める場所もありますので、そこからの来客も可能なのですが、なかなか情報発信ができてない部分があって、現実問題、他所の利用がないのが現実です。

委員長： いっそ、その集落に全部お願いして、管理をしてくださいということには持って行けないですかね。

担当者： ただ湿原のビオトープについては、かなり貴重なものがありますので、学校教育の場として活用いただくように話しを進めているところです。

委員長： 残して使っていくとしたらそういう有効活用なのでしょうね。

委員： ゲートボールの大会とかには使っていないのですか。

担当者： 一定コートの確保できるだけの広さがありません。

委員長：「086 和泉交差点観光交流広場管理運営費」

新に登場したように思いますが、これは何処にありますか。

担当者： これは、支所の近くで美山中学校の下になります。

府道沿いの狭隘区間の商店街で、神楽坂トンネルから若狭地方へ抜けるダイレクト交通で、非常に交通量が増加してきたので、バイパス化が完成しました。それで商店が寂びれていくので、交付金を使い新たな地域の活性化の拠点を造って、地元で運営していただいています。

委員長： なんかこれが観光客を集めるのに役立つかという、そういう施設なのではないかという気がします。

担当者： 交通の要所であり、地域の情報発信基地の一部だという施設の位置づけです。

委員長： ここはトイレなんかがあったりするのですか。

担当者： トイレと食事ができますので、町の駅ということで登録して全国に情報発信をしています。

委員長： いわゆるミニ道の駅的な役割を果たして、そういうので指定管理の委託料なんかも、さっきの公園なんかよりも高く付けざるおえないということなのですか。結構 115 万円でかなり高いですが。

担当者： 施設のいわゆる経営的な建物、食堂、特産品の販売については、地元で設けてくださいと出しておりませんが、その隣のトイレを持っていますので、その部分に対する維持管理の費用を指定管理料としてお世話している状況です。

委員長：「121 美山町自然文化村推進事業」

これは先ほど事業との関わりはどういうことでしょうか。

担当者： 国の交付金事業がありましたので、それを充当してユーザーからのニーズに答えるために、2 足制から 1 足制への施設整備を実施したという内容です。

委員長：「126 美山町自然文化村推進事業」

でも出てきていますが、これまた金を使って浄化槽の改修をされているという事ですな

「125 スプリングスひよし改修事業」

連絡橋の修繕と屋上防水を、国の金と少しだけ一般財源を使われたということですが。

「381 日吉農業関連施設管理費」

市民農園と少し施設が付いているというものなのではないでしょうか。

担当者： 2 箇所ありまして、市民農園にすれば、市外からも沢山お客さんがきていただいて、お金を落としてもらって、それをもって市民農園全体管理運営してもらえるお金にしようということで、実際は施設の利用料も一旦市が全て収入しまして、委託料として地元の運営委員会に下ろします。現在 80 区画のうち 49 区画を利用してもらっています。

委員長： 全体的での費用対効果も伺っていますと、別に無理に減らしたり止めたりしなくてもいいのかなあと思います。

委員： 拡大という方法は有り得ないですかね。

委員長： でもまだ空きがあるのですよね。

担当者： もともと 40 区画であったのが、直ぐに満杯になってしまったので、追加で +40 造って 80 にしました。その時はキャンセル待ちがあったのですが、他所で色々できまして、辛くなっ

て少し減っています。宣伝にお金をかけたら意味がないので、いかに費用を掛けずにするか、今の利用されている方に口コミで広げてもらおうと、ここ数年は口コミでの利用者が出てきています。

委員長：「462 内水面漁業振興対策事業」

私としてはいいにくいことも仕方ないとは思いますが、この事業も一つの柱としているだろうと思いますが、もう少し減らしても似たような効果が得られないのかなと思います。

単純に放す魚の量を減らせば安くなるのでしょし、漁協さんへの補助金も結構な金額を占めてるような気がします。

正直、観光客を呼ぶというよりは漁協の関係者の方への補助金という意味合いがありませんかという気がして、もう少し縮小しても少なくとも観光の面については害が無いはずだという風には思います。

担当者： 鮎による経済効果の試算は、2億8,000万円の経済効果がある。

投資効果の何倍もの経済効果が地域にあるということを考えると、決してこの事業費が高いとはいえないのではないかと考えています。

委員長： 主な事業に漁協ごとに金額が出ていますが、これが全部稚魚の購入費に回るわけではないということでしょうか。

担当者： 事業費については、全てが稚魚の購入費です。

委員長： ケチくさい話しですが、少しずつ減らしたりして同じ効果があるかを調べてみるのも政策的な発想も考えられるかなと思います。なにぶん額が大きいですし、多少減らしてもこの効果が維持できないかご検討、ご研究あってもいいのかなという指摘にしたいと思います。

担当者： 今現在美山の放流が、5.5t 従来からやっていたのですが、補助金の関係もありまして、5t に減らされたという努力はされています。京都府の補助金がベースになっていまして、それに南丹市の方が上積みしている

委員長：「473 観光イベント振興事業」

委員の方これに対してご意見ありますでしょうか。

なかなかこの各イベントの金額を削るのは、実際問題として難しいのでしょうか。

担当者： 3割カットなりずっと続けてきて今落ち着いている状態です。

委員長：「474 観光宣伝事業」

どちらかという職員さんが張り付いて、人件費の方がかかっているようですけど。

委員： これの使用料手数料はどこから出ている分なのですか。

担当者： 一部、企業の関係で土地をお貸ししている所がありまして、その土地の賃借料です。

委員長： この何年かですいぶん南丹市の宣伝の露出も増えてきたと思いますし、かやぶきの里の写真なんかイメージとして定着してきているように思います。

ただ、他方でそればかりやっていると、都会の方の視点ではとんでもない田舎だというイメージがむしろ定着しつつあるような気がします

美山の方はこのイメージでいいと思いますが、八木・園部・日吉の辺りは具体の何かビジュアル的なイメージを作って、セットで南丹市を売られた方がいいのかなと、広告宣伝で思うところでは。

「475 観光協会事業」

「476 観光協議会事業」

以前は、観光協会が新市で統一して、一緒にがんばってくれたらなあという期待もあるとご説明をいただいたのですが、その後の動きはどのようになりましたか。

担当者： まだ、市としての観光協会の設立までには至っておりません。

今年度あたりから観光協会の担当者と連絡調整をしまして、いろんな情報を共有できるよう

な取り組みから始めて、一気に市の観光協会までは行かない状況で、地に着いた所から始めたいところです。

委員長： おなじ合併市で京丹後市なんかは、観光協会を一本化して、外部から人を雇われて色んなアイデアを出されて動いておられますので、またいずれという事で、そういう姿も目指していただけたらと思います。

委員： 実際に観光協会の人たちがイベントのほとんどの事務局を担っているのか、職員の方がやっておられるのか。一応、実行委員会形式で色々企画はされていると思うんですけど、面倒くさい事務局仕事は観光協会がやっておられるのですか

担当者： 商工会であつたり、観光協会の中であつたり、事業によって変わってきますが。

委員： 豊富には言わないまでも、ある程度はおられるわけですか。大きい事業はなかなか片手間にはできないと思うので、どこかで人材を確保しておかないといけないだろうと思うのですけど。

何人ぐらい人材を確保しておかないといけないのかなと思って。

担当者： 難しいですね。

委員： 今の規模であれば、2，3人いれば何とかかなという感じなのですかね。

担当者： 補助金とか人が雇用できる状態であるときは、人が確保できても、単独になりますと儲けて賃金を払う事までができませんので。

委員長： 観光協会の問題、難しい事情があるかからなかなか進まないのかもしれませんが、割と使っている金額が多いということもあって、なんと早めに観光協会が自立してがんばってくれる体制を作る方にならないと思うところです。

「477 園部観光施設管理事業」

るり溪の観光場所の草刈をするというのはパスすることにしまして、

「478 八木観光施設管理事業」

温泉スタンドと駅前の花壇なのですが、これこの中から出さないと駄目なんじゃないかな。

なかなかそれを目当てにくるかなという疑問が率直なところあるのですが。

温泉スタンドとして市がやっていくのはどうなのですか、実際市外から温泉を汲みに来られる方がいらっしゃるんですか。

担当者： 温泉スタンドなのですが、発足が観光施設目的ではなく、健康志向という形で発足したんですけども、どこから来られてるかというのは、コインで買っていただくので実際は掘めていない。

市施設なり、個人で使っていただいて好評という話は聞いております。

委員長： せめて、単体差し引き無しまで行くとか、なんかあればいいのですが、非常に毎年何十万も赤字を出してまでやっていくものなのか正直疑問に思います。

なかなか切っていく施設が無い中で、例えばどれかといわれると、この事業全体を止めてはどうですかとお勧めするところです。

「479 都市と農村との交流事業」

以前は都市の修学旅行なんかを受け入れて、将来的な誘客につなげていきたいという説明をいただいたところなのですが、その後にも期待したい話になっていたんですが、その後、受け入れ数が3校ということで、なかなか広がりとして難しいのでしょうか。

担当者： 受け皿となる地域の母体が、これが確立しないと、行政は汗をかいてやっているのですが、観光協会、自然文化村のスタッフ整備等を含めると、今の人数に合った修学旅行の展開ですから、足元の体制が大きな課題で、今現状がこの程度に留まっている状況です。

委員長： 数年前までは5校ぐらい来ていたのが、最近は3校になっているということですか

担当者： 中学校1年の時に、旅行会社を通じて協議して、3年後のお迎えする。そういう流れになっ

ていますので、変動があります。

尻すばみになっている状況ではありませんけども、大体3～5校です。

委員長： いくつかここに上がっているような、決まった学校の方が来ていただいている状況ですか。

担当者： リピーターの中学校もありますし、新たにチャレンジされる学校もあります。

委員長：「480 観光施設改修事業」

これはまた国や府のお金が取れたので、わりとたくさん改修されたということなのでしょうか。

担当者： そうでございます。

委員長： 最後にみると、結局見たらどれも要るのじゃないかという話にひょっとしたらなったんじゃないかと怯えているんですけども、全体的になかなかどこを削ってという財政削減の視点は内部でも検討されてることでしょうし、外部の我々が考えてもなかなか名案があるわけではないですけども、今日の議論を振り返りましたら、例えばスプリングスひよしの温泉プールや体育館の部分の見直しですとか、八木の観光施設管理事業の再検討といったところが目立つ所でしょうか、内水面漁業振興対策ももう少し減らしても効果は維持できるのではないかと、という辺りが指摘させていただいた次第です。

また、大野ダムの横のゲートボール場などの施設につきましても、可能であれば地元で管理を移管できないでしょうか、といったことを指摘させていただきました。

委 員： 施設改修が大きくあるので、無かったらこんなに沢山予算を使っていないのではと思いつつ、そうすると内水面漁業振興対策が大きく目立ってしまう感じがしたのですが、今の所カットするのなら、委員長がご指摘された辺りだと思います。

委員長： 行政評価の視点は、割と客観的な基準で見られるものですし、我々もそこを指摘させてもらう委員会ですから、行政評価の視点は是非取り入れてくださいということですが、歳出削減の視点は必ずしも正解が無いということなので、委員会としては頂いた情報を基に検討して提案しますが、絶対それをやってもらわないと困るとか、間違っているという問題でもないと思います。

ありがたく思う次第でございます。

はい、それでは難しい議論をしていることもありまして、結局大変こちらの方も大幅に超過する時間をいただきまして、それこそ広い範囲からお集まりいただいていると思うんですけども、時間管理の方がいいかげんで大変申し訳ありませんでした。ご協力の程改めてお礼申し上げる次第でございます。

では、この事業につきましては、判定は微調整ということで以上のような指摘をさせていただいたということにさせていただきたいと思います。

以上で、第2章第4節 ひとを温かく迎える については評価作業を終了としたいと思います。ありがとうございました。

4. その他

委員長： その他ということで、委員の皆様何かございましたらお願いします。

委 員： 行政評価の視点も、歳出削減の視点も、議事録を見ながらもう一度正式に委員会として、どう表現するかを考えさせていただく時間がいただけたらなと思います。

大まかな方向性としては修正することはないと思います。

委員長： どう手際よくするかですね。毎回こんな長い事していたら大変ですしね
次回はもう少しスピーディーに進むように考えます。

委 員： 事業個数の多さとかも関係しますしね。

委員長： 意見を躊躇なく言えばいいのかもしれませんが、どうしてもためらう面もありますしね。

引き続き事務局の方から何かありましたをお願いします。

事務局： 2点だけ、次回は10月21日（金）午後2時から同じ会場で残りの事業をしたいと思えます。あと、報酬等の振り込み口座についてご提出をよろしくお願いします。

委員長： ではこれをもちまして、大変長時間になってしまいまして申しわけございません。第3回の南丹市行政評価推進委員会を終わりたいと思います。
どうもありがとうございました。

以 上